

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。
※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。
- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願ひいたします。
- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

**早期償還条項付 他社株式株価連動
デジタルクーポン 円貨建て債券の契約締結前交付書面**
(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン 円貨建て債券(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 本債券は、対象株式の株価水準、金利水準の変化や発行体の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失(元本欠損)が生じるおそれがありますので、ご注意ください。
- 早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準と等しいか又はそれを下回った場合には、満期償還金額が対象株式の株価に連動するため、損失(元本欠損)が生じるおそれがありますので、ご注意ください。
- 本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び中途売却金額は対象株式の株価に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりません。このため、本債券を満期償還日前の、お客様が希望する時期に売却することが困難となるおそれがあります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。
- 本債券にかかる発行条件(行使価格、利率決定価格、早期償還判定水準、ノックイン判定水準)は、本債券の国内受渡日における対象株式の終値によって決定します。このため、発行条件決定時の対象株式の株価は、お客様が本債券にかかる投資判断を行った時の水準から、大きく乖離する可能性がありますので、ご注意ください。
- 本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

- 本債券を購入する場合は、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。

手数料など諸費用について

本債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標の変動などにより損失が生じるおそれがあります (価格変動リスク)

- ・本債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準及び対象株式の株価水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇する傾向があります。また、対象株式の株価水準が上昇する過程では債券価格は上昇し、逆に対象株式の株価が低下する過程では債券価格は下落することが予想されます。さらに、対象株式の株価の予想変動率（ある期間に予想される価格変動の幅と頻度）の上昇は債券価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は債券価格を上げる方向に作用します。また、評価日の前後で本債券の価格が変動する場合が多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。ただし、対象株式の株価、円金利水準、対象株式の株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、これらの傾向が逆転する可能性もあります。償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却できない可能性があります。
- ・金利水準は、中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・**本債券は、早期償還した場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準と等しいか又はそれを下回った場合には、満期償還金額が対象株式の株価に連動するため、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、対象株式の発行体等について、破産手続きが開始された場合等には、本債券が無価値となる場合があります。**

債券の発行体又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

(信用リスク)

本債券の発行体や、本債券の元利金の支払いを保証している者の業務、財産又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の

価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合には、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

(流動性リスク・中途売却リスク)

本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は対象株式の株価に連動することから、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりません。このため、本債券を満期償還日前の、お客様が希望する時期に売却することが困難となるおそれがあります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

(利率変動リスク)

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されますが、二回目以降の利払日に支払われる利息については、対象株式の株価の水準により適用される利率が変動します。

(早期償還リスク)

本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

(その他のご留意いただきたい事項)

- 本債券は、主に対象株式にかかるオプションを内包している商品であり、将来の対象株式の株価の水準によっては、満期償還額が対象株式の株価に連動します。ただし、満期償還額が額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。また、本債券所有期間中に、対象株式の配当金等を得ることもできません。
- 本債券にかかる発行条件（行使価格、利率決定価格、早期償還判定水準、ノックイン判定水準）は、本債券の国内受渡日における対象株式の終値によって決定します。このため、発行条件決定時の対象株式の株価は、お客様が本債券にかかる投資判断を行った時の水準から、大きく乖離する可能性があります。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・ 本債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 本債券の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・ 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

当社の概要

商 号 等 株式会社 SBI 証券

金融商品取引業者

関東財務局長(金商)第 44 号

本 店 所 在 地 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

加 入 協 会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1

電話番号 : 0120-64-5005

受付時間 : 月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)

資 本 金 48,323,132,501 円(平成 28 年 10 月 31 日現在)

主 な 事 業 金融商品取引業

設 立 年 月 昭和 19 年 3 月

連 絡 先 カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店
にご連絡ください。

以上

■ 「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第一種金融商品取引業務、及び特定第二種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- (1) お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- (2) 金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に応じ2千円から5万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

2017年11月

発行登録追補目論見書
〔「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。〕



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2019年6月7日満期
早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(ソフトバンクグループ株式会社)

— 売出人 —

株式会社SBI証券

(注) 発行会社は、平成 29 年 10 月 27 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2019 年 5 月 22 日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建社債」の売出しについて、平成 29 年 10 月 30 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020 年 11 月 27 日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン）ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2 指数（日経平均株価・S&P500 指数）連動 円建社債」の売出しについて、また平成 29 年 10 月 31 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2019 年 11 月 28 日満期 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債（ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社）」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておりません。

1. 本社債に係る外国会社報告書、外国会社半期報告書、外国会社臨時報告書及びその訂正にかかる書類は、英語により記載されます。
2. 本社債は、1933 年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有しております。

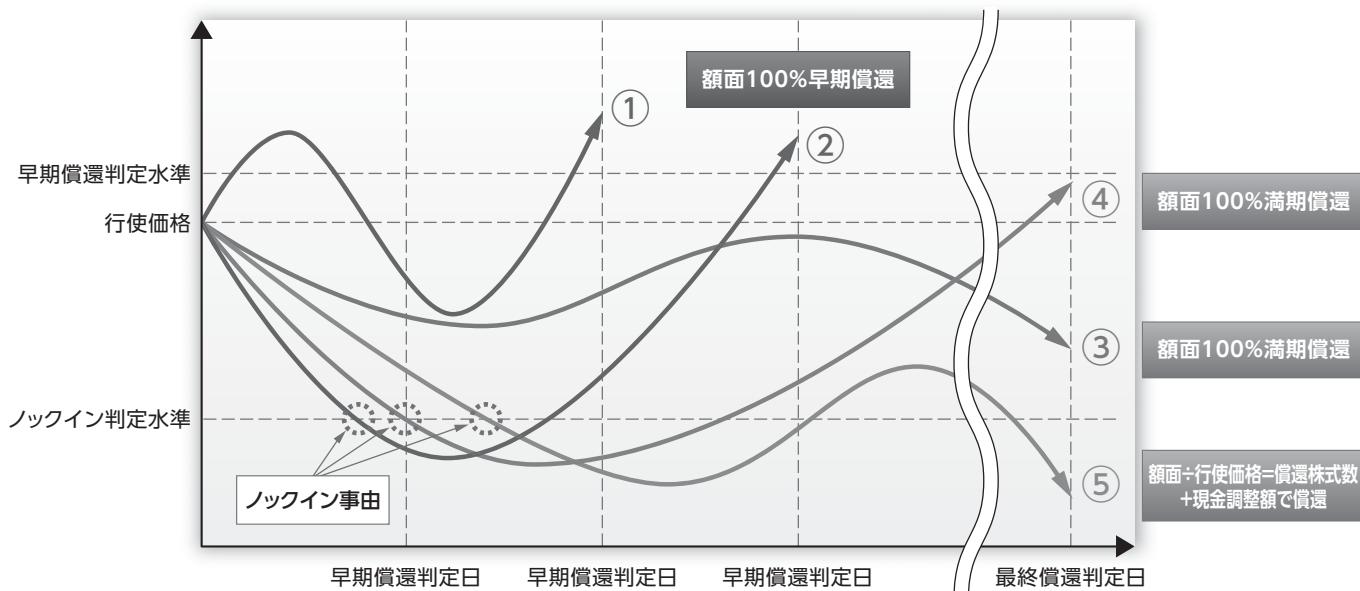
The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the "Securities Act"), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

3. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する「償還について」と題する書面及び「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面は、本社債の売出人である株式会社 SBI 証券の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したもので
す。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 \geq 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 \geq 行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $<$ 行使価格」の場合、「額面金額 \div 行使価格」で計算される償還株式数と現金調整額で満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2. 債還及び買入れ」をご確認ください。

最悪シナリオを想定した想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標の変化によって生じる、本債券の想定される損失額(以下「想定損失額」といいます。)のシミュレーションです。将来における実際の損失額を示すものではありません。

1. 2016年5月2日から2017年11月9日までの期間における各金融指標の最大値及び最小値

出所:BloombergのデータよりSBI証券作成

	最大値(日付)	最小値(日付)	期中価格に悪影響を与える下落率又は上昇幅	
			下落率	上昇幅
対象株式の株価	10,430.0円 (2017/10/30)	5,216.0円 (2016/7/25)	▲49.99%	
対象株式の株価の変動率	45.23% (2016/8/25)	26.57% (2017/10/30)		18.66%
円金利	0.06% (2017/7/11)	▲0.18% (2016/7/11)		0.24%

■下落率は、期間中の最高値(終値)と最安値(終値)の比較を示したものであり、時間的推移は考慮しておりません。上昇幅は、最小値から最大値への上昇幅を示しております。

■対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ):対象株式の株価の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間としています。

■対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ)は、ある期間の対象株式の株価の変動の度合いを表します。一般的に、変動が大きいほど変動率は大きい値に、変動が小さいほど変動率は小さい値となり、変動率の上昇は本債券の価格を下げる方向に作用します。

■円金利:期間2年の円金利スワップレートを記載しております。

2. 満期償還時の想定損失額

観察期間中の対象株式の後場終値が所定のノックイン水準と等しいか又はそれを下回り(ノックイン事由の発生)、最終償還判定日における対象株式の株価が行使価格を下回っている場合、満期償還額は投資元本を下回ることになります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

1. で示した過去の市場データにおける対象株式の株価の下落率は▲49.99%でした。最終償還判定日における、対象株式の株価の下落を同率と想定した場合、下表に示す損失がお客様に発生します。なお、最終償還判定日に対象株式の株価が▲49.99%を超えて下落した場合、あるいは、本債券の発行体等の信用リスク要因やその他の要因により、お客様の損失がさらに拡大する可能性があります。

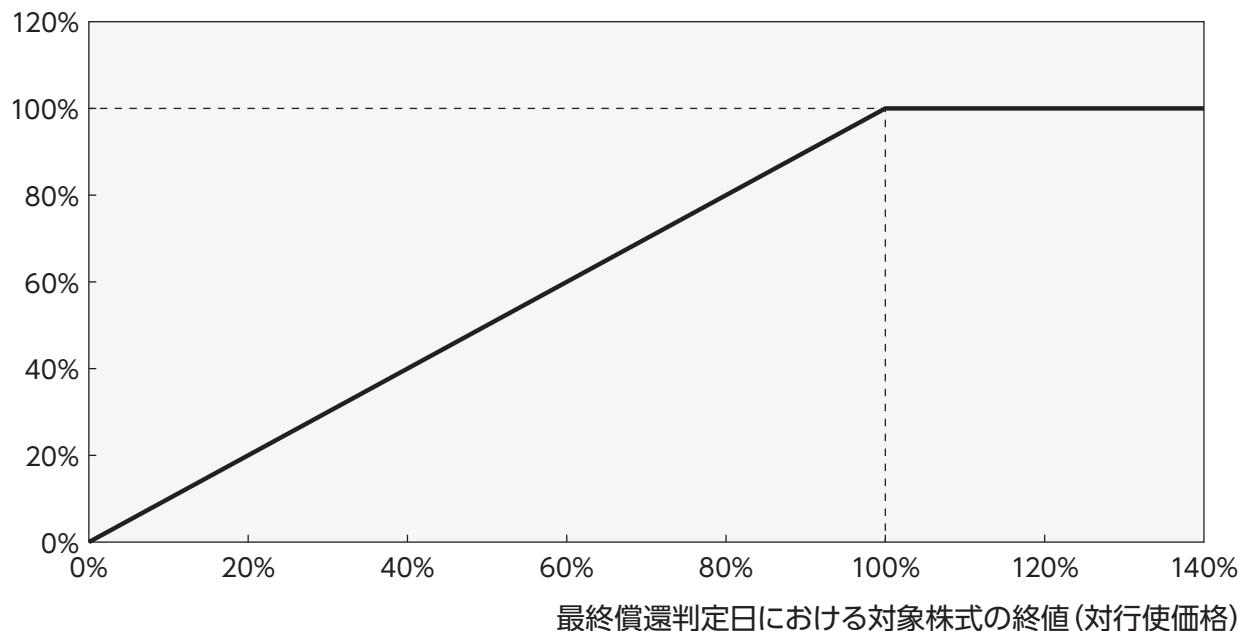
対象株式の行使価格からの下落率	想定損失額(円)	実質償還金額(円)
0.00%	0	500,000
▲10.00%	▲50,000	450,000
▲20.00%	▲100,000	400,000
▲30.00%	▲150,000	350,000
▲40.00%	▲200,000	300,000
▲49.99%	▲249,950	250,050
▲50.00%	▲250,000	250,000
▲60.00%	▲300,000	200,000
▲70.00%	▲350,000	150,000
▲80.00%	▲400,000	100,000
▲90.00%	▲450,000	50,000
▲100.00%	▲500,000	0

※上記の満期償還時の想定損失額については、受取利息、税金及びその他の諸費用等は考慮しておりません。

3. 満期償還時のイメージ図(ノックイン発生時)

観察期間中に対象株式の後場終値が一度でもノックイン水準以下となった場合、満期償還額が額面金額を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、本債券の満期償還額は、額面金額の100%を超えることはありませんので、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。

満期償還額(対額面金額)



4. 流動性リスクについて

本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、流動性(換金性)が低いため、お客様が売却を希望される際に換金できるとは限りません。また、中途売却時には、その売却価格が当初購入価格を大きく下回り、著しい損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

5. 中途売却時の想定損失額

下表は、1.に記載の過去の市場データを用いて、各金融指標が本債券の期中価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定した、中途売却時の想定損失額を試算日の市場環境に基づいて試算したものでです。ただし、発行体(保証者を含む)の信用リスクや債券の流動性等を考慮し算出したものではなく、実際の売却価格とは異なります。

また、実際の中途売却に際し、各金融指標がより大きく変動した場合、お客様の損失はさらに拡大する可能性があり、上記中途売却想定損失額を上回る(額面に対して10%相当以上)可能性があります。

金融指標	金融指標の動き	下落率又は上昇幅	想定売却価格	想定損失率	想定損失額(試算額)
対象株式の株価	下落	▲49.99%	281,050円	43.79%	218,950円
対象株式の株価の変動率	上昇	+18.66%			
円金利	上昇	+0.24%			

- 本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは結果が異なる場合があります。
- 本シミュレーションは、2017年11月10日の市場環境にて計算しております。
- 試算日における想定損失であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額(試算額)とは異なります。
- 各金融指標の状況により、期中価格に悪影響を与える度合いや方向性が変化するがあるため、一般的に悪影響を与えるとされる方向と異なる場合があります。

6. 対象株式 参考株価動向

ソフトバンクグループ株式会社(コード:9984 JT Equity)

参照期間:2010/1/4~2017/11/9



出所:BloombergのデータよりSBI証券作成

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29-外1-13

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月15日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 グループ財務担当取締役
(Group Finance Director)
トゥーシャー・モザリア
(Tushar Morzaria)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 橋 口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 貴 大
同 村 上 遼 哉
同 佐 藤 尋 哉
同 塩 越 希

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 300,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年7月31日
効力発生日	平成29年8月8日
有効期限	平成31年8月7日
発行登録番号	29-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29一外 1-1	平成 29 年 8 月 16 日	400,000,000 円	該当なし。	
29一外 1-2	平成 29 年 8 月 18 日	304,030,125 円		
29一外 1-3	平成 29 年 9 月 8 日	1,390,000,000 円		
29一外 1-4	平成 29 年 9 月 19 日	589,000,000 円		
29一外 1-5	平成 29 年 9 月 22 日	289,000,000 円		
29一外 1-6	平成 29 年 10 月 2 日	300,000,000 円		
29一外 1-7	平成 29 年 10 月 2 日	200,000,000 円		
29一外 1-8	平成 29 年 10 月 10 日	100,000,000 円		
29一外 1-9	平成 29 年 10 月 13 日	935,000,000 円		
29一外 1-10	平成 29 年 10 月 18 日	700,000,000 円		
29一外 1-11	平成 29 年 11 月 10 日	600,000,000 円		
29一外 1-12	平成 29 年 11 月 13 日	5,378,000,000 円		
実績合計額		11,185,030,125 円	減額総額	0 円

【残額】 988,814,969,875 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額	該当なし。		償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第 1 募集要項	1
第 2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	3
第 3 第三者割当の場合の特記事項	31
第二部 公開買付けに関する情報	32
第三部 参照情報	33
第 1 参照書類	33
1 有価証券報告書及びその添付書類	33
2 四半期報告書又は半期報告書	33
3 臨時報告書	33
4 外国会社報告書及びその補足書類	33
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	33
6 外国会社臨時報告書	33
7 訂正報告書	33
第 2 参照書類の補完情報	33
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	33
第四部 保証会社等の情報	34
第 1 保証会社情報	34
第 2 保証会社以外の会社の情報	34
第 3 指数等の情報	35
「参考方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	36
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	37
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	75

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は 「計算代理人」	バークレイズ・バンク・ピーエルシー
「バークレイズ・グループ」	バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社
「英国」又は「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「円」又は「円貨」	日本の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2 【卖出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

	<p>む。) から翌利払日 (その日を含まない。) までの期間 (以下「利息計算期間」という。) について、円貨で後払いする。</p> <p>利払日が営業日 (以下に定義される。) でない場合には、当該利払日は「修正翌営業日調整」 (以下に定義される。) により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。</p> <p>(2) 信用格付</p> <p>本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。</p> <p>(3) その他</p> <p>他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p>
--	---

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2017年6月22日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記(注3)に記載のマスター代理人契約に基づき、2017年12月6日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 各本社債の満期償還は、満期日において、下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 債還及び買入れ (1) 満期償還」に従い、満期償還額 (以下に定義される。) の支払によりなされる。満期日前の償還については下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 債還及び買入れ (2) 早期償還事由発生後の期限前償還」、「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 債還及び買入れ (3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び支払不能の届出の発生後の期限前償還及び／又は調整」、「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 債還及び買入れ (5) 違法性及び実行不能性」及び「2 売出しの条件、社債の要項の概要、6. 債務不履行事由」を参照のこと。

(注3) 本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人 (以下に定義される。) 、フランクフルト代理人 (以下に定義される。) 及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人 (以下に定義される。) 及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。) 、ニューヨークにおける登録機関 (以下「ニューヨーク登録機関」という。) 兼ニューヨーク市における代理人 (以下「ニューヨーク代理人」という。) としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人 (以下「フランクフルト代理人」という。) としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人 (以下「ルクセンブルク代理人」という。) 兼ルクセンブルクにおける登録機関 (以下「ルクセンブルク登録機関」とい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。) としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エヌブイ (ルクセンブルク支店) 、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービス、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービス、パリ、スキュルサル・ド・チューリッヒ、スウェーデンIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB (publ) 、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB (publ) 、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB (publ) 、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB (publ) 、並びにCREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービス・ピーエルシーの間において2017年5月31日付で締結されたマスター代理人契約 (以下「マスター代理人契約」という。この用語には、隨時補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換されるマスター代理人契約を含む。) に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券 (以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i) 包括形式により表章される本社債券 (以下「包括社債券」又は「包括社債」という。) に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位 (適用ある条件決定補足書に規定する。) 、(ii) 包括社債券との交換 (又は一部交換) により発行される確定社債券、及び(iii) 包括社債券を意味する。) のシリーズの1つである。

本社債券の所持人 (以下「本社債権者」という。) 及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札 (以下「利札」という。) の所持人 (以下「利札所持人」という。) は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2017年5月31日付で発行会社により発行された約款 (Deed of Covenant) (本社債の発行日までになされた補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換を含む。) の利益を享受する権利を有する。

2 【売出しの条件】

売出価格	額面50万円 につき50万円 (注1)	申込期間	2017年11月15日から 2017年12月6日まで
申込単位	額面50万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店、 各支店及び各営業所(注2)	受渡期日	2017年12月7日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を日本円にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国において、又は米国人（U. S. Person）に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この（注3）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

社債の要項の概要

1. 利息

(1) 本社債には、2017年12月7日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、本社債が（以下に規定されるとおり）期限前償還の対象とならない限り、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、2018年3月7日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年3月7日、6月7日、9月7日及び12月7日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について後払いされる。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。

(2) あらゆる期間（利息計算期間であるか否かを問わない。以下「計算期間」という。）における本社債の利息額の計算に関しては、1年360日を基準とし、支払がなされる計算期間内の暦日数を360で除した数は、以下の算式により計算される。

$$\frac{[360 \times (Y2-Y1)] + [30 \times (M2-M1)] + (D2-D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の初日を含む年を数字で表記したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む年を数字で表記したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31である場合には、30とする。

「D2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31であり、かつD1が29より大きい場合には、30とする。

(3) 各利息計算期間に支払われる額面金額当たりの利息額は、1円未満を四捨五入する。利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式な呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

適用利率の決定

本社債の利率は以下に従って決定される。

- (1) 2017年12月7日（その日を含む。）から2018年3月7日（その日を含まない。）に終了する利息計算期間につき、年8.00%とし、2018年3月7日に支払われる額面金額当たりの利息額は、10,000円とする。
- (2) 2018年3月7日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間につき、以下のとおり決定される。
 - (i) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準以上の場合、年8.00%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は10,000円とする。
 - (ii) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準未満の場合、年0.10%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は125円とする。

2. 債還及び買入れ

(1) 満期償還

ア 後記の規定に従い期限前に償還又は買入消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、額面金額につき以下の金額（以下「満期償還額」という。）の支払により満期日に償還される。

- (i) 観察期間中、ノックイン事由が発生しなかったと計算代理人が決定した場合、本社債は、額面金額で償還されるものとする。
- (ii) ノックイン事由が発生した場合には、本社債は、以下に従って計算代理人により決定された円貨建ての金額で償還されるものとする。かかる満期償還額は、額面金額の100%を上回らないものとする。
 - (a) 最終価格が行使価格以上である場合、額面金額×100%で償還される。
 - (b) 最終価格が行使価格未満である場合、以下の算式に従って計算された金額の支払により償還される。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終価格}}{\text{行使価格}}$$

（0円を下限とし、1円未満を四捨五入する。）

イ 株式調整又は障害

(ア) 潜在的調整事由

発行会社は、潜在的調整事由が発生していることを、いつでも決定することができる。かかる発行会社による潜在的調整事由の決定の後、計算代理人は、当該潜在的調整事由が、対象株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化又は凝縮化が生じる場合には、計算代理人は、(i) 当該潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を適切に反映するように計算代理人が決定する、本社債の行使、受渡、支払又は他の条件に関連する調整（以下「本件調整」という。）を行い、(ii) 本件調整の効力発生日を決定する。計算代理人は、オプション取引所が当該オプション取引所で取引される対象株式に関するオプションに対して行う当該潜在的調整事由に関する本件調整を参照して、適切な本件調整を決定することができる（但し、義務ではない。）。

潜在的調整事由発生後の本社債の要項の調整は、発行会社若しくはその関連会社、又は潜在的調整事由の結果として受領する対象株式若しくはその他の有価証券の引受け、取得若しくは受領につき責任を負う外国投資

家により、又はこれらの者に代わって支払われるべき一切の公租公課、賦課金、手数料又は登録の経済的費用を考慮する。当該計算は、計算代理人により誠実に決定され実行される。

前記にかかわらず、発行会社は、代替的に、社債権者に通知した上で、計算代理人が潜在的調整事由につき本件調整を行うことの代わりとして、当該潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を反映するために、社債権者に対して一つ若しくは複数の追加の本社債（以下「調整事由に係る社債」という。）を交付すること及び／又は社債権者に対して現金による金額（以下「調整事由に係る金額」という。）を支払うことを選択することができる。発行会社が調整事由に係る社債の交付を選択した場合、かかる調整事由に係る社債は、本社債と同様の（又は実質的に同様の）計算代理人が決定する関連する条件にて発行される。発行会社は当該通知に、交付される本社債の数及び／又は支払われる現金の金額、並びにかかる交付及び／又は支払がなされる方法について記載する。

(イ) 合併事由

合併事由の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(ウ) 国有化、支払不能及び上場廃止

国有化、支払不能及び上場廃止の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(エ) 公開買付

公開買付の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(オ) 障害日の帰結

計算代理人の意見において、評価日が障害日である場合には、評価日は、その直後の障害日でない予定取引日とする。但し、予定評価日の直後の8予定取引日のいずれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の8予定取引日のすべての日が障害日である場合、当該8予定取引日後の日は、かかる日が障害日であることにかかわらず評価日とみなされ、また、計算代理人は商業的に合理的な方法により、当該障害日がなければ当該8予定取引日後の日において実勢価格であったであろう対象株式の当該本取引所の取引価格又は市場相場価格（以下「取引価格」という。）を決定する。但し、関連する利払日、満期日又は（場合により）早期償還日は、評価日と決定された当該日の5営業日後まで延期される。かかる延期に関して、発行会社はいかなる追加金額の支払義務も負わない。

ウ 調整

発行会社が、適切な調整が本要項第2項(3)に従い行なわれるか否かを計算代理人が決定することを要求した場合、発行会社は、自己が適切と考えない調整を行なう義務を負わず、計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、発行会社が当該調整を行い又は行なわないことにつき責任を負わない。

特に、本要項に定める規定により、対象株式発行会社又はその対象株式に影響を与える事由に関して調整が要求されているということにかかわらず、発行会社は、当該規定に従い調整が行なわれる際に、対象株式に関するオプション又は先物が、先物又はオプション取引所において取引され、当該事由に関して取引オプション又は先物に基づく権利に対し先物又はオプション取引所による調整が行なわれない場合、当該調整を行なわない権利を留保する。

発行会社は、可及的速やかに、調整及び当該調整が実施される日について通知し又は通知がなされるようとする。

エ 調整の通知

計算代理人による本要項に基づくすべての決定は、明白な誤りがある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者、発行・支払代理人及び発行会社を拘束する。発行会社は、可及的速やかに調整及び当該調整が実施される日

を、公告し又は公告がなされるようにしなければならない。但し、係る公告の懈怠又は未受領は調整の有効性及び拘束力に影響を及ぼさない。

(2) 早期償還事由発生後の期限前償還

早期償還評価日における株価終値が早期償還判定水準以上である場合、発行会社は、本要項第3項に従うことを条件として、社債権者に2営業日前までに（かかる通知期間を以下「早期償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「早期償還通知」という。）を行った上で、各本社債（の全部又は一部）を額面当たり50万円にて、早期償還日において、発生した利息を付して償還することができる。

疑義を避けるために付言すれば、当該利息計算期間に適用される利息額は当該早期償還日において支払われるべきものとする。

(3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び支払不能の届出の発生後の期限前償還及び／又は調整

発行会社課税事由（本要項第16項に定義される。）及び／又は通貨障害事由（本要項第16項に定義される。）及び／又は法の変更（本要項第16項に定義される。）及び／又はヘッジ障害（本要項第16項に定義される。）及び／又は異常な市場障害（本要項第16項に定義される。）及び／又は支払不能の届出（本要項第16項に定義される。）（以下「追加障害事由」という。）が発生した場合には、以下の規定に従う。

(i) 発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的效果であって商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質的に維持するために本要項及び／又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われない。

(ii) 発行会社は、本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日（かかる日を以下「期限前現金償還日」という。）において当該シリーズの本社債のすべてを償還し、各本社債権者に対し、当該本社債権者の保有する各本社債について、当該期限前現金償還日において期限前償還額（本要項第16項に定義される。）に相当する金額を支払うことができる（この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、（本社債の償還と併せて考えた場合に）かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適當と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。）。

(4) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は隨時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(5) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii)発行会社若しくは関連する子会社若しくは関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈を誠実に遵守した結果として、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか又は違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれると判断した場合には、発行会社はその裁量により、社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項(5)に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、社債権者に通知される方法で行われる。

(6) 対象株式の株価終値の過去の推移

下記の表は、2014年から2016年までの各年及び2016年12月から2017年11月までの各月の対象株式の東京証券取引所における株価終値の最高値と最安値を表したものである。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この対象株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において対象株式の株価終値が下記のように変動したことによって、対象株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に推移することを示唆するものではない。

<ソフトバンクグループ株式会社の株価終値の過去推移>

株価（単位：円、2014年から2016年の年次毎）

年	最高値（円）	最安値（円）
2014年	9,020	6,766
2015年	7,754	5,401
2016年	7,972	4,164

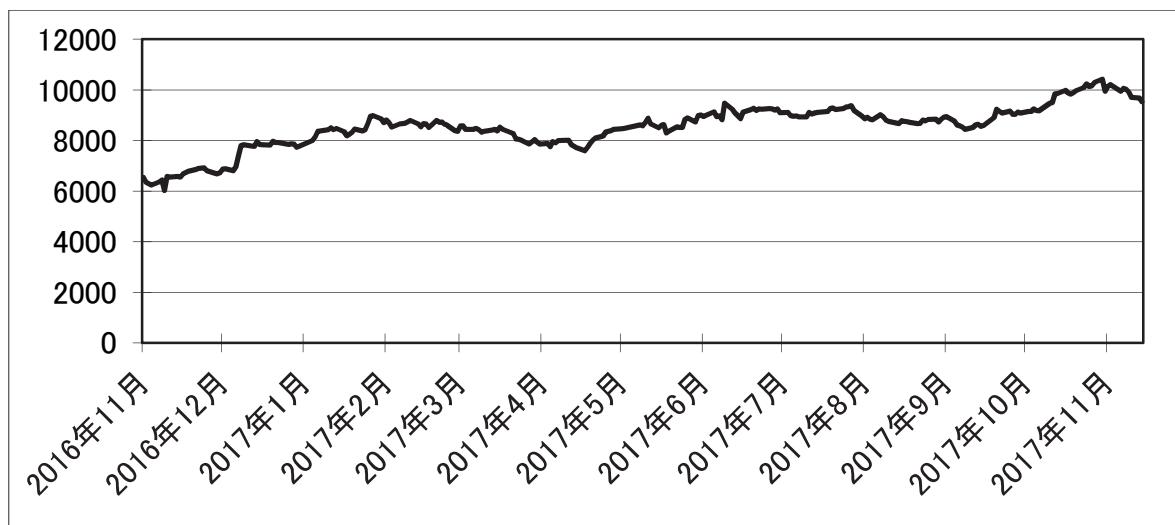
株価（単位：円、2016年12月から2017年11月の月次毎）

年 月	最高値（円）	最安値（円）	年 月	最高値（円）	最安値（円）
2016年12月	7,972	6,802	2017年6月	9,476	8,821
2017年1月	8,977	7,995	2017年7月	9,379	8,928
2017年2月	8,805	8,362	2017年8月	9,023	8,662
2017年3月	8,583	7,862	2017年9月	9,232	8,441
2017年4月	8,442	7,596	2017年10月	10,430	9,150
2017年5月	9,003	8,304	2017年11月	10,210	9,530

(注) 但し、2017年11月は2017年11月14日まで。2017年11月14日の対象株式の東京証券取引所における株価終値は 9,530 円であった。

出典：ブルームバーグ・エルピー

下記のグラフは、対象株式の2016年11月1日から2017年11月14日までの東京証券取引所における日々の株価終値の推移を示したものである。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この対象株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の当該期間において、対象株式の株価終値がグラフのように変動したことによって、対象株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。



3. 支払及び決済

(1) 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券、又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a) 支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非

居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。)への振込みにより、また(b)交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項(1)に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i)営業日、且つ(ii)（確定社債の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び（該当する場合には）関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

(2) 決済条件

発行会社が、本社債に関して社債権者により充足されるべき決済条件が、決済が予定されていた当初の日付以前に充足されていないと判断した場合には、当該決済金額又は受領可能資産の支払又は交付は、決済条件のすべてが完全に充足される日付まで、期限が到来しない（かかる決済金額又は受領可能資産を以下「条件付決済金額」という。）。かかる遅延又は延期の結果として追加額の支払又は交付が行われることはない。

社債権者が充足すべき決済条件には、(a)発行会社、発行・支払代理人及び／又は関連決済システムが社債権者に対して（又は社債権者に宛てて）必要な期間内に当該決済金額又は受領可能資産の支払又は交付（発行会社に代わっての支払又は交付を含む。）を実施するために必要とする一切の指図、証明及び情報を、発行会社、発行・支払代理人及び関連決済システム（適宜）が受領していること、(b)租税及び決済費用並びに支払われるべきその他の金額（社債権者により支払われるべき行使価格を含むがこれに限らない。）の控除に関して適用される条件、(c)本要項に従って適宜、適式に記入された行使通知、決済方法選択通知、受領可能資産交付指図書その他適用ある通知を預託していること、並びに(d)関連する本社債の預託、呈示又は提出（適宜）が含まれるが、これらに限らない。

社債権者が充足すべき決済条件が、満期日、最終現物償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、選択的現金消却日、期限前現金償還日、早期償還日、早期現物償還日、期限前消却日、期限前現物消却日、実際の行使日又は自動的行使日又は現物交付日（適宜）から、計算代理人が決定する決済日数に相当する暦日数が経過した日（以下「社債決済締切日」という。）における、(i)（本社債が決済済み証券でない場合は）ロンドン時間午前10時、又は(ii)

ルクセンブルク若しくはブリュッセル時間午前10時、又は計算代理人が関連決済システムに関して適当と決定するその他の時刻までに充足されていない場合には、当該決済条件を充足することは不可能となる。社債決済締切日より、当該社債権者は、条件付決済金額の支払又は交付を受ける権利を有さず、それらに関して発行会社に対する請求権を有さない。

(3) 支払及び決済の延期

利息計算期間について支払われるべき利息、決済金額又は受領可能資産が評価日及び／又は平均化調整日を参照して決定される場合で、かかる評価日及び／又は平均化調整日が市場障害、価格障害又は関連する本要項若しくは条件決定補足書に記載のその他の障害の影響を受けているときは、かかる評価日及び／又は平均化調整日は、関連する本要項又は条件決定補足書に記載のとおり延期されることがある。評価日及び／又は平均化調整日の延期に関して、関連する利払日、満期日、最終現物償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、選択的現金消却日、期限前現金償還日、早期償還日、早期現金消却日、早期現物償還日、早期現物消却日、期限前消却日、期限前現物消却日、行使現金決済日、行使現物決済日又は現物交付日（適宜）は、関連する本要項又は条件決定補足書に記載のとおり延期されることがある。発行会社が、かかる延期を理由に追加額の支払又は交付を行うことはない。

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英國（又は英國の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英國の税務当局が源泉徴収又は控除を要求する場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後で社債権者が受領できる純額を、かかる源泉徴収又は控除が存在しなければかかる社債権者が受領した金額と等しくするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。前記にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、本社債について追加額は支払われない。

- (a) 社債権者が単に本社債又は利札を保有するという事実以外に英國と特定の関係を有することによりかかる社債について租税の支払義務を負う場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (b) 社債権者が、法律上の要件を遵守し若しくはかかる要件を第三者に遵守させることにより、又は、関連する本社債若しくは利札が支払を受けるために呈示された場所において非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を課税当局に対して行い又はかかる申告を第三者に行わせることによりかかる控除又は源泉徴収を合法的に回避したにもかかわらずそのように回避していない場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。

- (c) 1986年米国内国歳入法の規定（配当、配当相当支払金（同法第871(m)条に基づくもの含むが、これに限定されない。）、米国不動産に対する直接・間接の利息及び米国内国歳入法第1471条乃至第1474条（又はこれらを改正若しくは承継する条項）に関する規定を含むが、これらに限定されない。）により、又は米国内国歳入法との合意に基づき、又は政府間協定の推進を目的として、かかる源泉徴収又は控除が要求される場合。
- (d) 社債券が、かかる支払の最初の支払期日（発行・支払代理人が支払われるべき金員の全額をかかる支払期日以前に適式に受領していない場合には、かかる金員の全額が適式に受領された日）から30暦日を過ぎてから支払を受けるために呈示された場合。但し、社債権者が当該社債券をかかる30日間の最終日に支払を受けるために呈示した場合に追加額を受ける権利を有していたと思われる場合を除く。
- (e) 社債券又は利札が、かかる源泉徴収又は控除が適用されない別の支払代理人に当該社債券又は利札を呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避した社債権者により、或いはかかる社債権者の代理人により、支払を受けるために呈示された場合。
- (f) 無記名式確定社債券に関して、社債券又は利札の呈示を受ける発行・支払代理人又は支払代理人が満足できる限度で、かかる社債権者が適用ある証明、身分証明又は報告要件を充足することにより、或いは非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を関連する課税当局に対して行うことによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができない旨が証明されていない場合。

本要項において(I)「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(II)「利息」は一切の利息額及び本要項第2項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(III)「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを「債務不履行事由」という。）が発生し継続している場合、発行・支払代理人又は発行会社（適宜）が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が期限前償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債はすべての場合において直ちに償還期限が到来する。

- (a) 発行会社が期限前償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額（利息を除く。）を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。
- (b) 利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。
- (c) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債権者の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (d) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が隨時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代わりの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は隨時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。
この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。
この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)又は(b)に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されている他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）がそれぞれ別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

本要項の他の規定にかかわらず、本要項に従うことを条件として、発行会社又は計算代理人が本要項により必要とされる通知を行わないことは、発行会社又は計算代理人が本要項に基づき行う行為（本要項の調整又は本社債の期限前償還若しくは消却を含む。）の有効性又は拘束力に影響を与えない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下に定義される。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(vii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げる事、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面に

による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者（又は所持人）に対していかなる義務も負わず、また社債権者（又は所持人）のために或いは社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は隨時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e)欧洲の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(f)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(g) ((e)又は(f)に従って既に条件が満たされている場合を除き) 無記名式確定社債券に関して、理事会指令（2003/48/EC）若しくは2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧洲連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算はすべて、計算代理人がこれを行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本項(4)が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入る。すべての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。すべての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面50万円の無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下に定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかるわらす）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

16. 定義

「異常な市場障害」とは、

約定日（2017年11月8日）以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況（（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他の同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。）をいう。

「営業日」とは、

(a) ロンドン及び東京において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日及び(b) 関連決済システムに係る決済システム営業日をいう。

「合併事由」とは、

対象株式に関する以下の事由をいう。

- ① 発行済の対象株式の20%以上を譲渡することになる、又は譲渡を取消不能の形で確約することになる対象株式の種類変更その他の変更。
- ② 対象株式発行会社と他法人との新設合併若しくは吸収合併又は株式交換（対象株式発行会社が存続会社となり、発行済の対象株式の20%未満の種類変更その他の変更となる新設合併若しくは吸収合併又は株式交換を除く。）。
- ③ 対象株式の20%以上（買付人が所有若しくは支配する対象株式を除く。）を譲渡することとなる、又は譲渡を取消不能の形で確約することとなる、いずれかの法人による対象株式の公開買付、株式交換等の勧誘、提案又はその他の事由。
- ④ 対象株式発行会社又はその子会社と他法人との新設合併若しくは吸収合併又は株式交換であって、対象株式発行会社が存続会社となり、発行済の対象株式全部の種類変更その他の変更とはならず、当該合併又は株式交換直前の対象株式の株主が合併又は株式交換直後に保有する対象株式の総数（当該他法人が所有又は支配する対象株式を除く。）が、発行済対象株式総数の50%未満となるもの。

いずれの場合も、計算代理人が、当該事由が発生していることを決定する日は、満期日以前に限る。

「株価終値」とは、

ある評価日において、当該評価日の評価時刻現在の対象株式の価格をいう。

「観察期間」とは、

2017年12月7日（その日を含む。）から最終評価日（その日を含む。）までの期間をいう。

「関連会社」とは、

ある法人（以下「当該法人」という。）に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

「関連決済システム」とは、

ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。

「期限前償還額」とは、

本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として決定される、決済通貨建ての額面金額（適用ある場合、発生した利息額を含む。）をいう。かかる金額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照して決定される。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかつたと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。疑義を避けるために付言すれば、当該金額に対する調整額を決定する際、計算代理人は、①発行会社又は（場合により）その関連会社がヘッジ・ポジションに基づき受けることとなる支払又は交付の金額及び時期、②ヘッジ・ポジションが流動性若しくは市場性の無い資産（評価額がゼロとなる可能性があるもの）又はシンセティック・ヘッジ（時価評価がゼロとなり又はヘッジ・ポジションの取引相手にとってイン・ザ・マネーとなる可能性がある場合）を含むか否か、並びに③発行会社又はその関連会社が偶発債務（分配金の返金その他の方法で支払を行う義務を含む。）を負うこととなるか否か（但し、前記の要素に限らない。）を考慮に入れることができる。

「決済システム営業日」とは、

関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日をいう。

「決済済み証券」とは、

関連決済システムの共同預託機関、コモン・セーフキーパー若しくはカストディアンが保有する、又は関連決済システムのノミニーの名義で登録されている包括社債券である社債券をいう。

「決済通貨」とは、	円貨をいう。
「公開買付」とは、	法人又は自然人が対象株式発行会社の発行済株式総数の10%超100%未満（計算代理人が政府機関又は自主規制機関への届出又はその他計算代理人が関連性を認める情報に基づき決定する。）を購入し、又は転換その他の方法により取得し、若しくは取得する権利を有することとなる、法人又は自然人による買収の申入れ（テイクオーバー・オファー）、株式公開買付の申入れ（テンダー・オファー）若しくは株式交換の申入れ（エクスチェンジ・オファー）又はそれらの勧誘、提案又はその他の事由をいう。
「行使価格」とは、	当初価格の100.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「国有化」とは、	対象株式の全部又は対象株式発行会社の資産の全部若しくは実質的に全部が国有化され、公用徴収され、又はその他の態様により政府機関、行政当局若しくは政府団体に強制的に譲渡されることをいう。
「最終価格」とは、	最終評価日における株価終値をいう。
「最終評価日」とは、	満期日の5予定取引日前の日をいう。
「先物又はオプション取引所」とは、	対象株式に関するオプション契約又は先物契約における関連する取引所をいう。
「市場障害事由」とは、	以下の事由が発生又は存在していることをいう。 ① 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引障害 ② 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引所障害 ③ 計算代理人が重大であると決定する早期終了
「支払不能」とは、	対象株式発行会社の任意若しくは強制の清算、破産、支払不能、解散、終了若しくは整理又は対象株式発行会社に影響を与える類似の手続により、①対象株式全部について管財人、清算人若しくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、又は②対象株式を保有する者がかかる株式の譲渡を法律上禁じられた場合、又は③対象株式発行会社が、解散、終了若しくは消滅（場合による。）した場合をいう。
「支払不能の届出」とは、	支払不能若しくは破産の宣告、若しくは破産法、支払不能法若しくは債権者の権利に影響を与える他の類似の法律に基づく他の何らかの救済を求める手続を、対象株式発行会社が提起し、若しくは対象株式発行会社の設立地若しくは本店所在地の法域において対象株式発行会社に対して支払不能、再生手続若しくは規制に関する主たる管轄権を有する規制当局、監督当局その他これらに類似の職務を有する者によってかかる手続が対象株式発行会社に対して提起され、若しくは対

象株式発行会社がかかる手続に同意すること、又は対象株式発行会社の整理若しくは清算の申立てを対象株式発行会社が自ら提出し若しくは上記の規制当局、監督当局若しくは類似の職務を有する者によりかかる申立てが提出され、若しくは対象株式発行会社がかかる申立てに同意すること、又は対象株式発行会社が、対象株式発行会社の解散若しくは終了に関する決議を可決し若しくは通知を公表すること、又は対象株式発行会社によって支払不能若しくは破産の宣告若しくは破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づく他の何らかの救済を求める手続が対象株式発行会社に対して提起され、若しくは、債権者によって対象株式発行会社の整理若しくは清算の申立てが提出され、かつ、各場合について、当該提起若しくは提出の15日以内に、当該手続が棄却、取消、延期若しくは制限されないことをいう。

「修正翌営業日調整」とは、

当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「障害日」とは、

当該本取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、又は市場障害事由が生じている予定取引日をいう。

「上場廃止」とは、

対象株式について、対象株式が本取引所において（合併事由又は公開買付以外の）何らかの理由により上場、取引又は公開値付けされないこととなり、又はされなくなり、それと同時に、本取引所と同じ国に所在する取引所若しくは相場表示システムにすぐには再上場、再取引又は再値付けされない旨を当該本取引所が、当該本取引所の規則に従い発表することをいう。疑義を避けるために付言すれば、本取引所が米国に所在する場合で、対象株式がニューヨーク証券取引所、NYSE MKT LLC、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット又はナスダック・グローバル・マーケット（又はこれらの承継者）のいずれにおいてもすぐには再上場、再取引又は再値付けされない場合も上場廃止に該当する。なお、対象株式がかかる取引所又は相場表示システムにおいて直ちに再上場、再取引又は再値付けされる場合は、その取引所又は相場表示システムが「本取引所」とみなされる。

「潜在的調整事由」とは、

以下のいずれかの事由又は対象株式発行会社による以下のいずれかに関する条件の公表をいう。

- ① 対象株式の分割、併合若しくは種類変更（合併事由を除く。）、又は既存株主に対する無償発行、資本組入れ発行。
- ② 対象株式の現存株主に対する(A)追加の対象株式の分配、発行若しくは配当、(B)対象株式を保有する者に対する支払と同順位若しくは当該支払に比例して、対象株式発行会社の配当及び／若しくは残余財産の支払を受ける権利を付与するその他の株式若しくは有価証券の分配、発行若しくは配当、(C)会社分割等の理由により対象株式発行会社が取得若しくは保有する（直接的か間接的かを問わない。）他の発行会社の株式若しくはその他の有価証券の分配、

発行若しくは配当、又は(D)その他の有価証券、新株購入権若しくは新株予約権若しくはその他の資産の分配、発行若しくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。

- ③ 対象株式1株当たりの金額が、特別配当として特徴付けられるべきであると計算代理人が決定した場合。
- ④ 全額払い込まれていない対象株式に関する対象株式発行会社による払込催告。
- ⑤ その原資が利益から又は資本からによるか、及び買戻しの対価が金銭、有価証券その他であるかを問わない、対象株式発行会社又はその子会社による対象株式の買戻し。
- ⑥ 対象株式発行会社に関して、一定の事由の発生時に優先株式、ワント、債務証書又は新株引受権をその市場価値を下回る価格で分配することを定めるライツプラン又は敵対的買収防衛策に基づき、対象株式発行会社の普通株式又はその他の資本株式から何らかの株主権利が分配され、又は分離されることとなる事由。但し、当該事由の結果行われた調整は、当該権利の消却時に再調整されるものとする。
- ⑦ 対象株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するその他の事由。

「早期終了」とは、

取引所営業日において予定終了時前に当該本取引所が取引を終了することをいう。但し、本取引所が、①当該取引所営業日における本取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻及び②当該取引所営業日の評価時刻における取引実行のために本取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除く。

「早期償還事由」とは、

早期償還評価日における株価終値が、早期償還判定水準以上である場合をいう。

「早期償還判定水準」とは、

当初価格の105.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「早期償還評価日」とは、

第1回利払日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利払日の5予定取引日前の日をいう。

「早期償還日」とは、

関連する早期償還評価日の直後の利払日をいう。

「対象株式」又は「参照資産」とは、

対象株式発行会社の普通株式をいう（ロイター銘柄コード：9984.T）。

「対象株式発行会社」とは、

ソフトバンクグループ株式会社をいう。

「通貨障害事由」とは、

任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの支払・決済又はヘッジを行う發

行会社の能力が著しく阻害され又は損われると発行会社が裁量により判断するものをいう。

「当初価格」とは、

当初価格決定日現在の株価終値をいう。

「当初価格決定日」とは、

2017年12月7日をいう。

「取引障害」とは、

本取引所における対象株式に関して、本取引所の値幅制限を超える株価変動その他の理由により、本取引所その他による取引の停止若しくは毀損若しくは当該取引に課せられた制限をいう。疑義を避けるために付言すれば、①当該本取引所の値幅制限を超える株価変動、②注文の不均衡、又は③買い呼び値と売り呼び値の不一致は、取引障害の趣旨において取引の停止又は制限とみなされる。

「取引所営業日」とは、

本取引所における取引が予定終了時よりも早く終了する日を含み、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。

「取引所障害」とは、

市場参加者が一般に本取引所において対象株式の取引を実行し、又はその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由（但し、早期終了にかかる事由を除く。）をいう。

「ノックイン事由」とは、

観察期間中のいずれかの予定取引日において、株価終値がノックイン判定水準以下であることをいう。

「ノックイン判定水準」とは、

当初価格の70.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「発行会社課税事由」とは、

英國（又は英國の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）における法律若しくは規則の変更若しくは改正、かかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関する変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であって、約定日（2017年11月8日）以降に効力が生じるものにより、発行会社が本要項第5項に基づき追加額の支払を義務付けられるか、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれることをいう。

「評価時刻」とは、

(i) 市場障害事由が発生しているか否かを決定する目的においては、関連する当該本取引所の予定終了時をいう。当該本取引所が予定終了時より早く終了し、特定の評価時刻が通常取引セッションの実際の終了時刻の後である場合には、評価時刻は、当該実際の終了時刻とする。
(ii) その他のあらゆる状況においては、関連する取引所によって対象株式の公式の終値が公表される時刻をいう。

「評価日」とは、

①当初価格の決定に関しては当初価格決定日、②利息計算期間についての利率の決定に関しては、かかる利息計算期間に関する利率判定評価日、③早期償還事由が発生しているか否かの決定に関しては、当該早期償還日の直前の早期償還評価日、また④満期償還額の決定に関しては、（ノックイン事由が発生した場合における最終価格については）

最終評価日及び（ノックイン事由が発生しているか否かの決定については）観察期間中のあらゆる予定取引日をいう。なお、かかる日が予定取引日でない場合、直後の予定取引日を評価日とする。

「ヘッジ障害」とは、

発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A)関連するシリーズに関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収、受領、還流、移転若しくは送金することができない事態をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、

発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「法の変更」とは、

本社債の約定日（2017年11月8日）以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決若しくは手続（税法、並びに適用ある規制当局、税務当局及び／又は取引所の規則、規程、命令、判決又は手続を含むがこれらに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局（米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設を含むがこれらに限らない。）による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、(a)約定日において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となつたか、又は(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）、若しくは(y)本社債に関するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「本取引所」とは、

東京証券取引所その承継者、又は対象株式の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所若しくは相場表示システムにおいて対象株式に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

「予定終了時」とは、	本取引所及び予定取引日に関し、当該予定取引目における当該本取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外又は通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。
「予定取引日」とは、	本取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。
「予定評価日」とは、	障害日を生じさせた事由の発生がなければ評価日となるべきであつた元の日をいう。
「利率判定水準」とは、	当初価格の85.00%（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「利率判定評価日」とは、	関連する利払日の5予定取引日前をいう。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡及び／又は償還を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

以下に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、すべての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

(a) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英國の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英國の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(i) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英國法人税の課税対象となっていること。

(ii) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英國歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c) 適格私募

さらに、非上場の本社債の一定の所持人は、当該非上場本社債につき支払われる利息に関して英國の租税が一切源泉徴収されないことを確保するために最近導入された、英國の適格私募に関する制度による恩恵を受けることができる可能性がある（但し、関連するすべての条件を満たしていることを前提とする。）。

(d) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定（上記の非課税規定とは異なるもの）若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英國歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英國の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英國歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英國の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニュファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英國の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(e) 解釈

上記において言及される「利息」とは、英國の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、本社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は本社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮していない。

(2) 英国の印紙税及び印紙税保留税

(a) 発行

一般に、本社債の発行に対して英國の印紙税又は印紙税保留税（以下「SDRT」という。）は課されない。但し、下記(a)、(b)及び(c)のすべての条件が満たされる場合には、本社債の預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）に対する発行に対して1.5%の税率によるSDRTが課される場合がある。

(i) 本社債が「免除される借入資本」（下記参照）に該当しないこと。

(ii) 本社債が、資本税指令（理事会指令2008/7/EC）第5条(2)の範囲に含まれていないこと。

(iii) 現物決済の規定が存在すこと。

預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）以外での発行に対しては、さらに1.5%を上限とする税率による印紙税が課される場合がある。本社債は、それが「借入資本」（1986年財政法第78条に定義）に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されてない（また、下記(ii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されたことがない）場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。

(i) 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券（同じ内容の借入資本を含む。）を取得する権利。

(ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。

(iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参考して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。

(iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に（同等の資本の名目金額に対して）払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。

(b) 本社債の譲渡

クリアランス・サービスを介して保有される本社債に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英國の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。

本社債が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、以下が適用される。

(i) かかる本社債を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。

(ii) また、かかる本社債を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能性がある。

但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は(場合によっては)払い戻される。

(c) 本社債の償還又は決済

本社債について現物決済が可能な場合、特定の場合においては、本社債の現物決済に対して0.5%の印紙税又はSDRTが課される可能性がある。かかる印紙税又はSDRTが課される場合において、決済が預託証書システム又はクリアランス・サービスに対する関連資産の移転によって行われる場合には、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。

(d) クリアランス・サービス

前記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。

2. 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適當か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかつた場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のように、支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ社債については、ある特定の条件下においては、当該社債を保有する法人では、その社債を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本社債にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ii) 本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度又は申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%（所得税及び復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

(iii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができます、その場合の源泉徴収税率は、申告

分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

(iv) 日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。

(v) 外国法人の発行する社債から生ずる利息及び償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。

したがって、本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資は、対象株式の株価の動向により直接的に影響を受ける。株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資をすることが適當か否かを判断する際に、以下のリスク要因を検討すべきである。なお、本リスク要因中に使用される用語の定義については上記「社債の要項の概要 16. 定義」を参照のこと。

元本リスク

各本社債の満期償還額は、ノックイン事由が発生した場合、前記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ、(1) 満期償還」記載の条件に従い決定される。かかる場合、本社債の満期償還額は、参照株式の株価により直接影響を受け、したがって、当初投資された元本金額を下回り、参照株式発行会社につき破産手続が開始された場合などに最小価値で0（ゼロ）となる可能性がある。

投資利回りリスク

本社債の満期償還において、上記「元本リスク」記載のとおり、本社債の満期償還額が額面金額を下回る場合は、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。また、対象株式の株価が本社債発行後上昇し、ノックイン事由が発生しなかったとしても、本社債の満期償還は額面金額（元本）の償還と利息の支払によって行われるので、投資家は対象株式の株価の上昇分を享受することができない。したがって、本社債への投資は、対象株式に直接投資した場合に比べ、投資利回りが低くなる可能性もある。

利率変動リスク

本社債の利率は、2018年3月7日の利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2018年6月7日以降の各利払日に支払われる利息については、株価終値の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率判定評価日の株価終値が利率判定水準未満の場合、関連する利払日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

早期償還による再投資リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本社債の額面金額で償還されることがある。本社債が満期日より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる期限前償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる期限前償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

調整事由等による調整

本社債の存続期間中、当初価格、行使価格、ノックイン判定水準、早期償還判定水準及び／又は利率判定水準等は、潜在的調整事由、合併事由等の事由の発生により調整されることがある。

発行会社及び対象株式発行会社の信用リスク

本社債の利息及び償還金額の支払は発行会社の義務となっている。したがって、発行会社の財務状況の悪化などにより発行会社が本社債の利息又は償還金額を支払わざ、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。また、ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満であった場合には、本社債の満期償還額は最終価格に比例して減少する。それゆえ、参照株式発行会社の信用低下により、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。

対象株式発行会社の情報開示

本社債の発行会社、売出人及びユーロ市場における引受人は、対象株式発行会社の開示された企業情報に関し独自の調査を行っておらず、その正確性及び完全性について何ら保証するものではない。対象株式発行会社による企業情報開示に虚偽記載等があった場合には、対象株式の株価の下落につながる可能性があり、本社債の財産的価値の下落にもつながる可能性がある。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。発行会社、計算代理人及び日本国における売出しに関連する売出人は、売出された本社債につき買取る義務を負うものではない。また、発行会社及び売出人は、特に必要が認められない限り、本社債権者向けに流通市場を創設するため本社債の売買を行う予定もない。本社債は非流動的であるため、満期日前の本社債の中途売却価格は、対象株式の株価、発行会社の財務状況、一般市場状況やその他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

償還前の本社債の価値及び中途売却価格は、償還前の本社債の価値及び中途売却価格に複雑な影響を与える様々な要因に影響される。但し、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を実質上打ち消す可能性がある。

① 対象株式の株価

一般的に、対象株式の株価の下落は本社債の価値に悪影響を与えると予想され、また、対象株式の株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

② 対象株式の株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度の基準を表わす。一般的に、対象株式の株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、予想変動率の下落は本社債の価値に良い影響を及ぼす。しかし、かかる影響の度合いは対象株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

③ 配当利回りと株式保有コスト

対象株式の配当利回りの上昇、あるいは株式保有コストの下落は、本社債の価値を下落させる方向に作用し、逆に対象株式の配当利回りの下落、あるいは株式保有コストの上昇は、本社債の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

④ 金利

一般的に、円金利が上昇すると本社債の価値に悪影響を与える。円金利が下落すると本社債の価値に良い影響を及ぼす。但し、かかる影響の度合いは、対象株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

⑤ 本社債の発行会社及び対象株式発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社及び対象株式発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。本社債の発行会社及び対象株式発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値は減少し、格付が上昇すると価値が増加する可能性がある。

⑥ 発行会社の財務・信用状況

発行会社の経営・財務・信用状況の悪化により、本社債の価値は悪影響を受ける。

対象株式の株価に影響を与える市場活動

計算代理人、売出人及びそれらの関係会社は、通常業務の一環として、自己勘定又は顧客勘定で株式現物、先物及びオプション市場での取引を定期的に行うことができる。計算代理人、売出人及びそれらの関係会社は、法規制上問題のない範囲で、株式現物、先物又はオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポートージャー及びオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポートージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動及びヘッジ活動の中止は、対象株式の株価及びその予想変動率に影響を与える可能性があり、その影響を通じて、行使価格、満期償還の方法及び本社債の中途売却価格に影響を及ぼす可能性がある。

課税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。上記の「課税上の取扱い 3. 日本国の租税」の項を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適當か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社であるバークレイズ・バンク・ピーエルシーが計算代理人を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。計算代理人としてのバークレイズ・バンク・ピーエルシーは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

バークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある

金融機関及び投資会社の再建及び破綻処理に関する体制について定めた欧州議会及び理事会の2014年5月15日付EU指令2014/59/EU（その後の改正を含む。EU銀行再建・破綻処理指令（「BRRD」））が定める大多数の要件（ペイルイン・ツールを含む。）は、2009年英国銀行法（その後の改正を含む。）（「英國銀行法」）の修正によって英國において施行された。ペイルイン・ツールに関するより詳しい情報については、下記の「英國の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してペイルイン・ツール行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。」の項目を参照のこと。

2016年11月23日、欧州委員会は、他の提案とともに、BRRDの改正案を公表した。これらの提案は草稿段階のもので、今後EUの立法手続及び国内実施を経ることになる。したがって、これらの提案がバークレイズ・グループ、発行会社及び本社債にどのような影響を及ぼすかは不明確である。

英國銀行法に基づき、多数の英國當局には、英國の銀行又は投資会社及びその一定の関連会社に関し、同じグループに属する銀行又は投資会社が破綻する又は破綻の可能性があると判断される場合において広範な措置を実行できるよう大きな権限が付与されている。発行会社に関するこれらの措置が実行されることにより、本社債の価値が重大な悪影響を受ける可能性がある。

英國銀行法に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英國財務省）には、PRA、FCA及び英國財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（「SRR」）の一環として、大きな権限が付与されている。これらの権限により、英國の銀行又は投資会社及びこれらの一定の関連会社（それぞれを「該当する事業体」という。）に関して、破綻処理の条件が満たされると英國の破綻処理當局が確信する状況において、英國の破綻処理當局は、破綻処理措置を実行することができる。かかる破綻処理の条件には、英國の銀行又は投資会社が、2000年金融サービス・市場法（「FSMA」）における、（FSMAのセクション55Bに定められる）特定の規制対象活動を継続する権限の付与に関する最低条件を満たしていないか、満たさなくなる可能性があること、又は、EEA加盟国若しくは第三国の金融機関若しくは投資会社である英國の銀行グループ会社の場合、破綻処理の条件が満たされると当該EEA加盟国又は第三国の関連當局が確信することが含まれる。

SRRは、5つの安定化に関するオプションからなる。すなわち、(a)該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門への譲渡、(b)該当する事業体の事業の全部又は一部の、イングランド銀行が設立した「承継銀行」への譲渡、(c)英國財務省又はイングランド銀行が完全又は部分的に所有する資産管理機関への譲渡、(d)ペイルイン・ツール（以下に説明する。）、及び(e)一時的な国有化である。

また、英國銀行法は、該当する事業体について破産及び行政に関する2つの新たな手続を定めている。これに付随して英國の破綻処理當局に付与されている権限には、特定の状況において契約上の取り決めを変更する権限（本社債の要項の変更を含む場合もある。）、一時的に支払を停止する権限、破綻処理権限の行使に伴い発生する可能性のある執行又は解除権を差し止める権限、及び英國銀行法に基づく権限を有効に行使することができるよう（場合によっては遡及的効力をもって）英國の法律を適用しない若しくは修正する権限が含まれる。

本社債の保有者においては、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する英國の破綻処理當局によってペイルイン・ツール（以下に説明する。）を含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、いかなる社債の価値にも重大な悪影響があり、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

SRRは発行会社が破産手続前の段階で発動されるよう策定された制度であり、本社債の保有者は、英國の破綻処理當局による破綻処理権限（ペイルイン・ツールを含む。）の行使を予測することができない可能性がある。

安定化に関するオプションは、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。安定化に関するオプションの目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

英國銀行法は破綻処理権限の行使に関して特定の条件を設けており、さらに、2015年5月に公表された歐州銀行監督局のガイドラインは金融機関が破綻している、あるいは破綻する可能性があるか否かの決定において破綻処理當局が適用する客観的な判断要素を定めているが、英國の破綻処理當局が、発行会社及び／又はバークレイズ・グループの他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。英國の破綻処理當局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者

は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、発行会社、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

英国の破綻処理当局による破綻処理権限（英国のペイルイン・ツールを含む。）の行使に対し、不服を申し立てる本社債の保有者の権利は、非常に制限される可能性がある。

本社債の保有者は、英国の破綻処理当局が破綻処理権限（英国のペイルイン・ツールを含む。）を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を非常に制限される可能性がある。

英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してペイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。

ペイルイン・ツールの行使に関する法令上の条件が満たされている場合、英国の破綻処理当局は、本社債の保有者の承諾を得ることなく当該権限を行使することが予想される。発行会社及び本社債に関してペイルイン・ツールが行使された場合、本社債について支払われるべき元本、利息又はその他の金額の全部又は一部が削減され、あるいは本社債が発行会社若しくはその他の者の株式、その他の証券若しくはその他の債務に転換され、又は本社債の要項に対してその他の修正若しくは変更が行われる可能性がある。

英國銀行法は、資本要求指令（CRD）IVに基づく資本調達手段の優先順位を反映するとともに、その他通常の破産手続における債権の優先順位に従って、ペイルイン・ツールが適用されるべき順序を定めている。また、ペイルイン・ツールには、株主及び債権者が該当する事業体の通常の破産手続の場合と比べて不利な取扱いを受けないようにするための明示的な保障手段（いわゆる「清算価値保障」）が含まれている。

発行会社及び本社債に関するペイルイン・ツールの行使又は当該行使の提案は、本社債の保有者の権利、本社債に対する投資の価格又は価値、及び／又は発行会社の本社債に基づく義務を履行する能力に重大な悪影響を与える可能性があり、本社債の保有者が本社債に対する投資の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。さらに、破綻処理措置が講じられた後に行われた評価に従い「清算価値保障」に基づく補償の請求が行われた場合でも、本社債の保有者が破綻処理によって被った損害の全額に相当する補償が行われる可能性は低く、本社債の保有者が当該補償を迅速に受けられるという保証もない。

保証された預金はペイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、当行が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、当行の（その他優先預金のような）その他の一定の非劣後債務よりもペイルインの対象となる可能性が高い。

BRRDの要求する改正の1つとして、英国の関連法令の改正が行われ（1986年英國倒産法を含む。）、破産手続における優先順位に関して法定の序列が設定された。（i）第一に、英国金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（「保証された預金」）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、（ii）第二に、EEA銀行のEEA支店又は非EEA支店における個人及び零細企業、中小企業のその他すべての預金（「その他優先預金」）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、英国におけるEU預金保険指令の実施は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、2015年7月から保証された預金の種類及び額を拡大した。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む当行のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ペイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、ペイルイン・ツールが英国の破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、当行のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ペイルインの対象となる可能性が高くなる。

信用格付機関による発行会社の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じうる。

発行会社に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化し、数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、発行者の戦略及び経営能力、発行者の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、発行者の主要市場における競争及び経済の状況、発行者が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに発行者の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的情勢若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。将来、信用格付機関による格付方法の修正及び発行会社の格付に対する格付アクションが発生する可能性がある。

発行会社が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、あるいは信用格付機関が発行会社の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、あるいはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（あるいは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して発行会社の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず（また、かかる事由に先立って本社債が格付を付与されていたか否かにかかわらず）、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当なし。

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 2016年度（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

平成29年4月28日 EDINETにより関東財務局長に提出

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 2017年度中（自平成29年1月1日 至平成29年6月30日）

平成29年9月29日 EDINETにより関東財務局長に提出

6【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく外国会社臨時報告書を平成29年5月11日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

ソフトバンクグループ株式会社の情報

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

(1) 対象株式発行会社の名称及び住所

ソフトバンクグループ株式会社

東京都港区東新橋一丁目9番1号

(2) 理由

ソフトバンクグループ株式会社は対象株式発行会社であり、前記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ、(1) 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満であった場合には、本社債の満期償還額は最終価格に比例して減少する。さらに、本社債に関して、2018年3月7日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間に適用される利率並びに本社債に関してノックイン事由及び早期償還事由が発生しているか否かは、対象株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、本社債の発行会社、ディーラー、売出人、その他の本社債の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に関心がある調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成29年11月10日現在）：	1,100,660,365株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式である。
内容：	単元株式数は100株

（注）上記平成29年11月10日現在の発行済株式数には、平成29年11月1日から平成29年11月10日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第37期）（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

平成29年6月21日 関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第38期第2四半期）（自平成29年7月1日 至平成29年9月30日）

平成29年11月10日 関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

- (a) 上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月23日に関東財務局長に提出
- (b) 上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成29年8月2日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
ソフトバンクグループ株式会社 本店	東京都港区東新橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当なし。

第3 【指標等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
代表者の役職氏名 グループ財務担当取締役
トゥーシャー・モーザリア

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成29年7月31日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上あります。

(参考)

(平成26年6月24日(発行日)の募集)
パークレイズ・バンク・ピーエルシー第6回円貨社債(2014)
券面総額又は振替社債の総額 150億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

2017年10月26日、バークレイズ・ピーエルシーは2017年度第3四半期決算報告書を発表しました。以下は同文書からの抜粋です。

以下において、「バークレイズ」または「当グループ」とはバークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社をいいます。バークレイズ・バンク・ピーエルシーはバークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、バークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社です。バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループとバークレイズ・ピーエルシー・グループの事業内容は基本的に同一ですが、唯一の違いはバークレイズ・ピーエルシーが持株会社であることです。バークレイズ・バンク・ピーエルシーとバークレイズ・ピーエルシーの報告の相違は、バークレイズ・ピーエルシーが持株会社であることと、それにより両社の資金調達の構造が異なることによって生じるものです。

業績ハイライト

グローバル規模を備えた環大西洋コンシューマー、ホールセール・バンク

2017年9月30日に終了した9カ月間にグループ税引前利益は改善、収益に対する費用の比率は低下、CET1資本比率は大幅に上昇

ノンコア部門の閉鎖とアフリカ事業の持分削減という戦略上の重要な節目となる施策を達成

• リターン	<ul style="list-style-type: none">2017年度第3四半期累計のグループの有形株主資本利益率(ROTE)は(1.4%)(2016年度第3四半期累計: 4.4%)バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)の 33.7%の発行済株式資本の売却損 14 億ポンド、バークレイズの BAGL に対する持分の減損費用 11 億ポンド、支払保障保険(PPI)に係る費用 7 億ポンドを除くと、グループの ROTE は 7.1%普通株式 Tier1(CET1)資本比率を約 13%とし、訴訟および特定行為を除くグループの ROTE を 2019 年に 9%超、2020 年に 10%超とすることを目指す
• 費用の効率化	<ul style="list-style-type: none">グループの収益に対する費用の比率は PPI に係る費用 7 億ポンド(2016年度第3四半期累計: 10 億ポンド)を含めて 69%(2016年度第3四半期累計: 73%)グループの訴訟および特定行為を除く営業費用合計の予測は 2017 年度が 142 億～143 億ポンド、2019 年度には 136 億～139 億ポンドを目指す
• 普通株式 Tier1(CET1) 資本比率	<ul style="list-style-type: none">CET1 資本比率は 13.1%(2016 年 12 月: 12.4%)と最終目標レンジに到達。剩余金変動の悪影響により一部相殺されたものの、継続事業による本来的な資本の創出と BAGL の比例連結の効果を反映

- グループの税引前利益は 34 億 4,800 万ポンドと 19%増加しました。訴訟および特定行為ならびにノンコア部門の費用の減少を主に反映し、営業費用が 9 億 3,200 万ポンド減少したことを受けています。収益は、2016 年度に計上したビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するバークレイズの持分の売却益 6 億 1,500 万ポンドが当期には発生しなかったことを受け、4 億 500 万ポンド減少しました
 - バークレイズ UK の ROTE は 9.4%(2016 年度第3四半期累計: 6.9%)でした。税引前利益は 12%増加して 12 億 9,500 万ポンドとなりました。減損費用が減少したことと、PPI に係る費用の 7 億ポンド(2016 年度第3四半期累計: 10 億ポンド)への減少を含め、収益に対する費用の比率が 66%(2016 年度第3四半期累計: 67%)に低下したことを受けています。利息収入純額は 45 億 4,600 万ポンドと横ばいでした(2016 年度第3四半期累計: 45 億 4,600 万ポンド)
 - バークレイズ・インターナショナルの ROTE は 10.0%(2016 年度第3四半期累計: 12.9%)、税引前利益は 32 億 6,900 万ポンド(2016 年度第3四半期累計: 38 億 3,800 万ポンド)でした。収益は、コンシューマー、カードおよび決済事業は增收でしたが、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)が 2017 年度第3四半期の市場環境の低迷を主因にそれ以上の減収となり、3%減少しました。一方、営業費用は 4%増加し、信用に関する減損費用は 21%増加しました
- グループの株主帰属損失 6 億 2,800 万ポンド(2016 年度第3四半期累計: 15 億 2,400 万ポンドの利益)には、為替換算再評価差額の損失を損益計算書上の損益に振り替えたことを主要因とする、バークレイズの BAGL に対する持分の減損 10 億 9,000 万ポンドおよび BAGL の 33.7%の発行済株式資本の売却損 14 億 3,500 万ポンドを主に含む非継続事業に係る税引後損失 21 億 9,500 万ポンドが計上されています
- グループの基本的 1 株当たり損失は 3.0 ペンス(2016 年度第3四半期累計: 1 株当たり 9.6 ペンスの利益)でした。BAGL の 33.7%の発行済株式資本の売却損、バークレイズの BAGL に対する持分の減損、PPI に係る費用 7 億ポンドを除くと、1 株当たり利益は 15.5 ペンスでした
- 1 株当たり正味有形資産価額は各種剩余金の減少により継続事業の利益が相殺されたことを受けて、281 ペンスに減少しました(2016 年 12 月: 290 ペンス)

業績ハイライト

グループ最高責任者 ジェイムズ・E・ステイリーによるご挨拶

「2017年度第3四半期は何年もの事業再構築途上の状態から脱け出した最初の四半期という意味で、バークレイズにとってとりわけ大きな意義を持つものとなりました。

2016年3月に、当グループの最終的な姿をバークレイズUK、バークレイズ・インターナショナルからなる環大西洋コンシューマー、ホールセール・バンクと定めてその構築を開始しましたが、ノンコア部門を閉鎖し、6月にバークレイズ・アフリカ事業の支配持分を売却することで、その姿に到達することができました。

バークレイズUK、バークレイズ・インターナショナルの有形株主資本利益率はそれぞれ9.4%、10.0%となり、両部門とも9月までの9ヵ月間で19%増の34億4,800万ポンドとなったグループの税引前利益に寄与しました。グループの有形株主資本利益率は、バークレイズ・アフリカ・グループに対する持分売却の影響および今年度初期に計上した支払保障保険(PPI)に係る費用を除き、7.1%でした。

2017年度第3四半期はバークレイズ・インターナショナルの市場業務にとって明らかに困難な四半期となりました。債券・通貨・コモディティ(FICC)の売買高とボラティリティの乏しさから、業界全体で市場業務収益が大きく打撃を受けました。当グループもその流れの例外ではありませんでした。しかしその一方で、バークレイズUKの収益性が改善し、また、コンシューマー、カードおよび決済事業の良好な基礎的なリターンが市場業務の不振を一部相殺しました。

事業再編が完了し、BAGLの規制上の非連結化後のプロフォーマ・ベースでCET1資本比率は13.3%と資本基盤も強固になったことから、今後は株主の皆様にとって最も重要なグループのリターンの改善に集中することが可能になります。

今は、バークレイズが確かに備えている実力にふさわしい業績が実現し始める時期を自信をもって見通せるようになりました。そこで、本日、バークレイズは2019年度および2020年度の新たな目標を発表します。

1点目に、グループの有形株主資本利益率の2019年度の目標を9%超としました。

2点目に、グループの有形株主資本利益率を2020年度も引き続き改善させ、10%超にすることを目指します。

3点目に、2019年度の費用(訴訟および特定行為に係る費用を除く)の目標レンジを136億～139億ポンドに設定しました。当該年度の積極投資の内容に応じて、費用をこのレンジ内に抑えることをを目指します。

目標リターンはCET1資本比率を当グループの最終目標である13%前後で維持することを前提として策定したものです。

当グループのこの2年間の経験と事業の多様性がもたらす収益成長の様々な機会は、これらの目標が達成可能であることを裏付けていると考えています。一段の効率化と增收に向けた内部資金による投資を含め、当グループは目標を達成すべく強力な計画を準備しています。

経営陣は、懸案である特定行為の問題の決着に取り組む一方、これらの計画が生み出すリターンを持続的に株主の皆様に分配できる体制を整えることに引き続き注力しています。年明けの通期決算発表の場で当グループの最新の資本管理政策をご説明する予定です。」

グループ最高責任者
ジェイムズ・E・ステイリー

業績ハイライト

当グループの業績(9カ月)

	2017年 9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)	2016年 9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
収益合計	16,054	16,459	(2)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1,763)	(1,720)	(3)
営業収益純額	14,291	14,739	(3)
訴訟および特定行為を除く営業費用	(10,263)	(10,753)	5
訴訟および特定行為	(824)	(1,266)	35
営業費用	(11,087)	(12,019)	8
その他の収益純額	244	180	36
税引前利益	3,448	2,900	19
税金	(1,102)	(1,043)	(6)
継続事業に係る税引後利益	2,346	1,857	26
非継続事業に係る税引後(損失)／利益	(2,195)	520	
継続事業に係る非支配持分	(181)	(255)	29
非継続事業に係る非支配持分	(140)	(280)	50
その他の株主 ¹	(458)	(318)	(44)
株主帰属(損失)／利益	(628)	1,524	

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率 ¹	(1.4%)	4.4%
平均有形株主資本(億ポンド)	490	490
収益に対する費用の比率	69%	73%
貸倒率(ベース・ポイント)	55	48
基本的1株当たり(損失)／利益 ¹	(3.0ペンス)	9.6ペンス
継続事業に係る基本的1株当たり利益 ¹	10.8ペンス	8.1ペンス
1株当たり配当金	1.0ペンス	1.0ペンス

貸借対照表および資本管理

	2017年 9月30日現在	2017年 6月30日現在	2016年 12月31日現在
1株当たりの正味有形資産価額	281ペンス	284ペンス	290ペンス
普通株式 Tier1 比率	13.1%	13.1%	12.4%
普通株式 Tier1 資本(億ポンド)	423	428	452
リスク調整後資産(億ポンド)	3,240	3,270	3,660
英国レバレッジ比率(四半期月末平均) ²	4.9%	4.8%	4.5%
完全施行ベースの Tier1 資本(四半期月末平均) ² (億ポンド)	512	521	516
英国レバレッジ・エクスポージャー(四半期月末平均) ² (億ポンド)	10,350	10,920	11,370

資金調達および流動性

グループ余剰流動性(億ポンド)	2,160	2,010	1,650
CRD IV 流動性カバレッジ比率	157%	149%	131%
預貸率 ³	82%	85%	89%

1 その他の株主に帰属する税引後利益 4 億 5,800 万ポンド(2016 年度第 3 四半期累計: 3 億 1,800 万ポンド)は、剩余金に計上する税額控除 1 億 2,500 万ポンド(2016 年度第 3 四半期累計: 8,900 万ポンド)によって相殺されます。相殺後残高である 3 億 3,300 万ポンド(2016 年度第 3 四半期累計: 2 億 2,900 万ポンド)は、非支配持分(NCI)とともに、1 株当たり利益および平均有形株主資本利益率の計算に際して税引後利益から控除されています。

2 英国のレバレッジ比率は当該四半期の各月の最終日の平均値に基づく自己資本およびエクスポージャー数値を使用して算出しています。また、平均エクスポージャー数値は適格中央銀行債権を除外しています。

3 預貸率は本社および利付き貸付金以外のインベストメント・バンキング業務残高を除きます。比較数値はインベストメント・バンキング業務の利付き貸付金残高を含めて修正再表示されています。

グループ財務担当取締役のレビュー

2017年9月30日に終了した9ヵ月間の業績は、税引前利益が増加し、収益に対する費用の比率は低下し、資本面で大幅な進展が見られるなど、良好な結果となりました。ノンコア部門の閉鎖、BAGLに対する持分の売却とそれに伴うBAGLの会計上の非連結化が実現し、戦略目標の達成は大きく進展しました。ノンコア部門を2017年7月1日付で閉鎖したことから、2017年9月30日に終了した9ヵ月間のグループ決算には2017年6月30日に終了した6ヵ月間のノンコア部門の税引前損失6億4,700万ポンドが含まれます。ノンコア残余資産および負債はバークレイズUK、バークレイズ・インターナショナルおよび本社に再統合されたことから、再統合した各部門が関連する財務パフォーマンスを報告します。コア事業への集中により、当グループの財務目標の達成に向けて前進していくための確かな基盤が整うことになります。

グループの業績

- 税引前利益は収益の2%の減少により一部相殺されたものの、営業費用が8%減少したことを受けた34億4,800万ポンドと19%増加しました。2017年9月30日に終了した9ヵ月間のグループ決算では、英ポンドに対する米ドルおよびユーロの平均レートが前年同期比8%上昇したことが収益に好影響を与えた一方で、減損費用と営業費用に悪影響を与えました
- 収益合計は4億500万ポンド減少し、160億5,400万ポンドとなりました。2016年度に計上したビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するバークレイズの持分の売却益6億1,500万ポンドが当期には発生しなかったことが影響しました。バークレイズUK、バークレイズ・インターナショナルの収益合計はいずれも3%減少し、本社の収益も減少しましたが、ノンコア部門のマイナスの収益の減少により一部相殺されました
- 信用に関する減損費用は4,300万ポンド増加し、17億6,300万ポンドとなりました。バークレイズUKの減損は減少しましたが、バークレイズ・インターナショナルの減損がそれ以上に増加したためです。米国カードにおける2017年度第1四半期の資産売却に関する繰延支払いに関連して2017年度第3四半期に計上した費用1億6,800万ポンド、ならびに経営陣による英国および米国カード・ポートフォリオ減損モデルの見直しを受けて2016年度に計上した3億2,000万ポンドの費用が当期には発生しなかったことによる影響が含まれています。当グループの貸倒率は7ベーシス・ポイント上昇して55ベーシス・ポイントとなりました
- 営業費用は110億8,700万ポンドと8%減少しました。バークレイズ・インターナショナルの4%の増加により一部相殺されましたが、ノンコア部門費用の減少とバークレイズUKの5%の減少を反映しています。グループの収益に対する費用の比率69%(2016年度第3四半期累計:73%)にはPPIに係る費用7億ポンド(2016年度第3四半期累計:10億ポンド)が含まれます
- 2017年度上半期のアフリカ・バンキングの非継続事業に係る税引後損失21億9,500万ポンドは、会計上の非連結化に伴い、為替換算再評価差額の損失を損益計算書上の損益に振り替えたことを主因とするバークレイズのBAGLに対する持分の減損10億9,000万ポンドとBAGLの33.7%の発行済株式資本の売却損14億3,500万ポンドを含みます
- RoTEはマイナス1.4%(2016年度第3四半期累計:4.4%)、基本的1株当たり損失は3.0ペソでした(2016年度第3四半期累計:1株当たり9.6ペソの利益)。BAGLの33.7%の発行済株式資本の売却損、バークレイズのBAGLに対する持分の減損、PPIに係る費用の影響を除くと、RoTEは7.1%、1株当たり利益は15.5ペソでした

バークレイズUK

- RoTEは9.4%に改善しました(2016年度第3四半期累計:6.9%)。税引前利益は12%増加して12億9,500万ポンドとなりました
- 収益合計は3%減少し、55億1,300万ポンドとなりました。うち、1億5,100万ポンドは2016年度に計上したビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するバークレイズの持分の売却益が当期には発生しなかったことを反映しています
 - パーソナル・バンキングの収益は5%減の28億300万ポンドでした。預金のプライシングに関連する取り組みと残高の増加により一部相殺されたものの、ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するバークレイズの持分の売却益が当期には発生しなかったことと2016年の英國基準金利引き下げの影響を受けています
 - バークレイカード・コンシューマーUKの収益は利ざやの改善を反映し、1%増の15億3,200万ポンドでした
 - ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング(WEBB)の収益は3%減の11億7,800万ポンドでした。預金のプライシングに関連する取り組みと残高の増加により一部相殺されたものの、ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するバークレイズの持分の売却益が当期には発生しなかったことを受けています
 - 利息収入純額は45億4,600万ポンドと横ばいでいた(2016年度第3四半期累計:45億4,600万ポンド)。2016年の英國基準金利引き下げの影響により、預金のプライシングに関連する取り組みと残高の増加が相殺されたためです。純利ざやはノンコア部門にあった教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)ポートフォリオを2017年度第3四半期に統合したことを反映し、8ベーシス・ポイント低下し、3.55%となりました
- 信用に関する減損費用は16%減少して5億9,900万ポンドとなりました。パーソナル・バンキングにおける償却の増加により一部相殺されましたが、経営陣によるカード・ポートフォリオ減損モデルの見直しを受けて2016年度に計上した2億ポンドの費用が当期には発生しなかったことを主に反映しています。基礎的な延滞率の動向は改善し、英國カードの30日超および90日超延滞率はそれぞれ1.8%(2016年度第3四半期:2.0%)、0.9%(2016年度第3四半期:1.0%)となりました
- 営業費用合計は5%減少して36億1,900万ポンドとなりました。リングフェンス銀行設立費用、ならびにサイバー攻撃耐性強化および技術への投資の増加により一部相殺されましたが、PPIに係る費用の7億ポンドへの減少(2016年度第3四半期累計:10億ポンド)と費用の効率化を受けています
- 資産合計は2017年7月1日付でノンコア部門から約180億ポンドのESHLAポートフォリオを統合したことと住宅ローンの増加を反映し、2,304億ポンドに増加しました(2016年12月:2,096億ポンド)

グループ財務担当取締役のレビュー

パークレイズ・インターナショナル

- RoTE は 10.0%に低下しました(2016 年度第 3 四半期累計: 12.9%)。収益の 3%の減少と営業費用合計の 4%の増加を反映して、税引前利益が 15%減少して 32 億 6,900 万ポンドとなったことを受けています。コンシューマー、カードおよび決済事業の RoTE は 19.3%(2016 年度第 3 四半期累計: 38.3%)、CIB の RoTE は 8.4%(2016 年度第 3 四半期累計: 8.7%)でした。英ポンドに対する米ドルおよびユーロの平均レートが前年同期比で上昇したことが収益に好影響を与えた一方で、減損費用と営業費用に悪影響を与えました
- 収益合計は 3%減少して 110 億 6,300 万ポンドとなりました。2017 年度第 3 四半期の市場環境の低迷と前年同期に計上した財務活動の収益が当期には発生しなかったことを主に受けて、CIB の収益は 5%減の 76 億 2,600 万ポンドとなりました。一方、コンシューマー、カードおよび決済事業の収益は 1%増の 34 億 3,700 万ポンドとなりました
 - 市場業務の収益は 14%減少し、35 億 3,500 万ポンドとなりました。市場のボラティリティの低下とエネルギー関連コモディティからの撤退の影響を受けてマクロの収益が 27%減の 13 億 1,400 万ポンドとなったことと、現物株およびエクイティ・ファイナンスのパフォーマンスの改善により一部相殺されましたが、株式デリバティブの減収により株式の収益が 8%減少して 12 億 6,700 万ポンドになったことを反映しています。クレジットの収益は持続的なモメンタムを受けて 3%増の 9 億 5,400 万ポンドとなりました
 - バンキング業務の収益は 4%増加し、40 億 5,200 万ポンドとなりました。債券引受、株式引受およびアドバイザリーの各手数料の増加を受けてバンキング手数料収入が 15%増加して 20 億 700 万ポンドとなったため、債券および株式引受の手数料のシェアが伸びました。コーポレート貸付は残高の減少と債権処理による利益の減少を主に受け、8%減の 8 億 2,400 万ポンドとなりました。トランザクション・バンキングの収益は、預金残高の増加により一部相殺されましたが、基準金利が低い環境下で利ざやが縮小したことと前年同期に計上した財務活動の収益が当期には発生しなかったことを受けて 3%減の 12 億 2,100 万ポンドとなりました
 - コンシューマー、カードおよび決済事業の収益は 1%増の 34 億 3,700 万ポンドとなりました。2016 年度に計上したビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分の売却益 4 億 6,400 万ポンドが当期には発生しなかったことにより一部相殺されましたが、持続的な事業の成長、米国カード事業における資産売却益 1 億 9,200 万ポンド、パークレイズが保有するビザ・インク優先株の評価益 7,400 万ポンドを受けています
- 信用に関する減損費用は 21%増加し、11 億 2,000 万ポンドとなりました
 - CIB の信用に関する減損費用は 49%減少し、8,600 万ポンドとなりました。石油およびガス・セクターのシングルネームに関連する減損が当期には発生しなかったことを主に受けています
 - コンシューマー、カードおよび決済事業の信用に関する減損費用は 36%増加して 10 億 3,400 万ポンドとなりました。米国カード事業における 2017 年度第 1 四半期の資産売却の繰延支払いに関連して 2017 年度第 3 四半期に計上した費用 1 億 6,800 万ポンド、米国カードの基礎的な延滞率の動向ならびに事業の拡大を受けていますが、経営陣によるカード・ポートフォリオ減損モデルの見直しを受けて 2016 年度に計上した 1 億 2,000 万ポンドの費用が当期には発生しなかったことにより一部相殺されました。米国カード事業における 30 日超および 90 日超延滞率は 2017 年度第 1 四半期の資産売却に伴うポートフォリオ構成の変更の効果を含め、それぞれ 2.4%(2016 年度第 3 四半期: 2.4%)、1.2%(2016 年度第 3 四半期: 1.1%)と概ね横ばいでした
- 営業費用は 4%増加して 69 億 700 万ポンドとなりました
 - CIB の営業費用は、53 億 5,800 万ポンドと横ばいでした(2016 年度第 3 四半期累計: 53 億 3,700 万ポンド)。事業再編費用の減少と費用の効率化が 2016 年度第 4 四半期に実施した報奨付与に係る変更の影響と構造改革プログラム費用の増加を相殺したためです
 - コンシューマー、カードおよび決済事業の営業費用は、主に米国カード事業および加盟店獲得事業における持続的な成長と投資を反映し、17%増加して 15 億 4,900 万ポンドとなりました
- 資産合計は 8,671 億ポンドに増加しました(2016 年 12 月: 6,485 億ポンド)。2017 年 7 月 1 日付で、主にデリバティブに関係するノンコア部門の約 2,000 億ポンドの資産ならびに約 90 億ポンドの関連リスク調整後資産を統合したことを受けています。また、公正価値で測定すると指定された金融資産およびトレーディング・ポートフォリオ資産の増加はフォワード金利の上昇に伴うデリバティブ時価評価額の減少により一部相殺されました

本社

- 税引前損失は 4 億 6,900 万ポンドに増加しました(2016 年度第 3 四半期累計: 9,500 万ポンド)
- 収益は 1 億 400 万ポンド減少して 800 万ポンドとなりました。当グループ自身の信用度に関連する損益に係る IFRS 第 9 号の規定の早期適用の影響により一部相殺されましたが、財務活動からの収益純額の減少を主に反映しています。従来は損益計算書に計上していた当グループ自身の信用度に関連する損益(2016 年度第 3 四半期累計: 8,000 万ポンドの費用)は現在はその他の包括利益の一部として認識されています
- 営業費用合計 2 億 7,700 万ポンド(2016 年度第 3 四半期累計: 1 億 7,600 万ポンド)はノンコア資産および事業の再統合に伴い 2017 年度第 3 四半期に発生した費用を含みます
- その他の費用純額は 1 億 8,600 万ポンドに増加しました(2016 年度第 3 四半期累計: 3,100 万ポンド)。パークレイズ・バンク・エジプト売却に伴い為替換算再評価差額を損益計算書上の損益に振り替えたことによる 1 億 8,000 万ポンドの費用を受けています
- 資産合計は 517 億ポンドに減少しました(2016 年 12 月: 752 億ポンド)。資産合計の 650 億ポンドを占めていた BAGL が会計上、パークレイズ・グループから非連結化されたことを主に受けていますが、余剰流動性の増加とイタリアの住宅ローンに関連する約 90 億ポンドを含むノンコア資産の 2017 年 7 月 1 日付の統合により一部相殺されました

グループ財務担当取締役のレビュー

ノンコアの業績

- ・ ノンコア部門は 2017 年 7 月 1 日付で閉鎖されました。残余資産および負債はバークレイズ UK、バークレイズ・インターナショナルおよび本社に再統合されました
- ・ 2017 年 6 月 30 日に終了した 6 カ月間のノンコア部門の税引前損失 6 億 4,700 万ポンド(2016 年度第 3 四半期累計: 19 億 9,800 万ポンド)は 2017 年 9 月 30 日に終了した 9 カ月間のグループの業績に反映されています

グループの資本およびレバレッジ

- ・ 完全施行ベースの CET1 資本比率は 13.1% に上昇しました(2016 年 12 月: 12.4%)。剩余金変動の悪影響により一部相殺されたものの、本来的な資本の創出と BAGL の比例連結の効果を反映しています。リスク調整後資産は 414 億ポンド減少し 3,243 億ポンドとなり、CET1 資本は 29 億ポンド減少して 423 億ポンドとなりました
 - 米ドル建て優先株の償還、年金積立不足を補填する拠出、ならびに支払および支払予定配当金によるその他の適格剰余金の減少が継続事業に係る利益を上回りました
 - バークレイズの持分処分を受けた BAGL の比例連結の下で BAGL 少数株主持分が計上されなくなった結果、CET1 資本はさらに 18 億ポンドの減少となりました。非継続事業に係る損失のうち、のれんに割り当てられるバークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL の為替換算再評価差額の損失を損益計算書の損益に振り替えたことに伴う損失は CET1 資本に影響しませんでした
 - リスク調整後資産の減少は、ノンコア部門での削減のほか、BAGL の比例連結による 285 億ポンドの減少を反映しています
- ・ 平均英国レバレッジ比率は 4.9% に上昇しました(2016 年 12 月: 4.5%)。BAGL の比例連結の結果を主因に平均英国レバレッジ・エクスポージャーが 1 兆 350 億ポンド(2016 年 12 月: 1 兆 1,370 億ポンド)に減少したためですが、これは完全施行ベースの平均 Tier 1 資本の 512 億ポンド(2016 年 12 月: 516 億ポンド)への減少で相殺されました
- ・ ¹ 株当たり正味有形資産価額は、キャッシュフロー・ヘッジ剰余金の減少、配当支払額および米ドル建優先株の償還が継続事業の税引後利益を上回ったことを主因として、281 ペンスに減少しました(2016 年 12 月: 290 ペンス)

グループの資金調達および流動性

- ・ 当グループは 2017 年 9 月 30 日現在、内部および規制上の要件を上回る流動性を維持しました。余剰流動性は 2,160 億ポンドに増加しました(2016 年 12 月: 1,650 億ポンド)。余剰流動性の増加は、預金の拡大、短期金融市場残高の増加、イングランド銀行ターム資金調達スキームによる資金調達ならびに自己資本および適格債務の最低基準(MREL)に係る発行の純増を受けたものです。流動性カバレッジ比率(LCR)は 157% に増加しました(2016 年 12 月: 131%)。これは 100% に対して 780 億ポンドの余剰に相当します(2016 年 12 月: 390 億ポンド)
- ・ ホールセールの資金調達残高(レポ取引を除く)は 1,720 億ポンドでした(2016 年 12 月: 1,580 億ポンド)。当グループのバランスシートには、2017 年 9 月 30 日現在バークレイズ・ピーエルシー(持株会社)発行、決済の資本取引およびターム・シニア無担保債 100 億ポンド相当が含まれており、このうち、47 億ポンドは公募シニア無担保債、53 億ポンドは資本性商品でした。同期間に、利率 7.1% の第 3 回米ドル建優先株式 13 億 7,500 万米ドルを含む、バークレイズ・バンク・ピーエルシー(事業会社)の資本性商品および公募シニア・ターム商品 47 億ポンドが満期となるか、早期償還されました

グループ財務担当取締役のレビュー

その他の事項

- バークレイズは2017年6月1日、BAGLの普通株式2億8,600万株(BAGLの発行済株式資本の33.7%に相当)を売却しました。売却の結果、BAGLはバーカレイズ・グループから会計上、非連結化されました。これに伴い、BAGLはバーカレイズの財務書類において売却可能資産として会計処理されることとなり、非継続事業としては報告されていません。2017年度第3四半期にさらにBAGLの1.5%の普通株式を黒人の経済力強化(Black Economic Empowerment)スキームに拠出したことにより、2017年9月30日時点でバーカレイズが引き続き保有するBAGLの普通株式は1億2,600万株(BAGLの発行済株式資本の14.9%に相当)となりました。規制当局に報告する目的上、BAGLは比例連結ベースで処理されています
- PPIに係る費用7億ポンドを2017年度第2四半期に追加計上しました(2016年度第3四半期累計:10億ポンド)。2017年9月30日現在のPPIに関連する引当金の残高は19億ポンドでした(2016年12月:20億ポンド)
- バーカレイズ・バンク・ピーエルシーは、米国連邦エネルギー規制委員会(委員会)の承認を前提として、米国西部の電力市場に関連して同委員会が提起した民事訴訟を解決することで同委員会執行局と原則的合意に達しました。和解案の総額1億500万米ドル(民事制裁金7,000万米ドルおよび不当利益返還額3,500万米ドル)は2017年度第3四半期時点で全額引き当てられています
- 過去に発生した問題に関連するその他の特定の法的手続きおよび調査は決着していません。未決着の旧来の問題を適切な期間内に解決することは引き続き優先課題です

国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」¹

- IFRS第9号「金融商品」は2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます。2017年9月30日現在のポートフォリオに基づくと、IFRS第9号の影響で当グループの税引後の株主資本は約20億ポンド減少すると推定されます。これは1株当たり正味有形資産価額10~12ペンスの減少に相当します
- IFRS第9号の適用により、当グループの普通株式等Tier1(CET1)比率は主として税金控除後の信用に関する減損引当金の増加、および規制上の許容基準を超える一時的な差異から生じる繰延税金資産の減少による影響を受けますが、減損に対する規制上の予想損失額の減少およびリスク調整後資産の減少によって一部相殺されます
- 2017年9月30日現在の数値に基づくと、経過措置がとられない場合、CET1比率は約40ベーシス・ポイント低下すると推定されます。資本上の目的から、現在、欧州規制当局が最終案をまとめている経過措置が実施されるとバーカレイズは予想しており、2018年のCET1比率に対する影響の低下は小幅になるとみています。繰延税金資産は経時に許容基準を下回る水準まで減少すると予想されるため、IFRS第9号の適用による完全実行ベースのCET1比率への最終的な影響は、一定時点での影響よりも20ベーシス・ポイント程度低くなると推定されます
- バーカレイズはIFRS第9号の適用による2018年1月1日時点の影響について2018年度第1四半期中に暫定的に情報開示する予定です

見通しおよび財務目標

- 当グループはCET1比率を約13%として、訴訟および特定行為を除くRoTEを2019年に9%超、2020年に10%超に高めることを目指します
- 訴訟および特定行為を除く当グループの営業費用は、2017年度が142億~143億ポンドの予測であり、2019年度には136億~139億ポンドを目指しています

グループ財務担当取締役 トゥーシャー・モーザリア

¹ 注釈:

- 株主資本の減少の見積りは、2017年9月30現在のIAS第39号に基づく場合と比較した、貸借対照表の分類と測定に関する変更と信用に関する減損引当金の増加を含んでいます。この分類と測定に関する会計上の変更はEUによる承認状況により影響を受けます。

- 上述の評価は当該時点における見積りであり、予測ではありません。IFRS第9号適用のバーカレイズPLCに対する実際の影響は当該見積りから大きく変わることがあります。

- バーカレイズは引き続き、モデル、方法や統制を精緻化し、2018年1月1日にIFRS第9号適用する前に規制上の規則策定の進展を監視します。すべての見積りは、業界の指針や現在までの議論を反映させたIFRS第9号の要件に対するバーカレイズの現時点での解釈に基づいています。

事業部門別業績

パークレイズ UK

損益計算書関連の情報

	2017年 9月30日に 終了した9カ月間 (百万ポンド)	2016年 9月30日に 終了した9カ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
利息収入純額	4,546	4,546	-
手数料収入純額およびその他の収益	967	1,143	(15)
収益合計	5,513	5,689	(3)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(599)	(716)	16
営業収益純額	4,914	4,973	(1)
訴訟および特定行為を除く営業費用	(2,913)	(2,803)	(4)
訴訟および特定行為	(706)	(1,014)	30
営業費用	(3,619)	(3,817)	5
その他の費用純額	-	(1)	
税引前利益	1,295	1,155	12
株主帰属利益	608	445	37

貸借対照表関連の情報

	2017年 9月30日現在 (億ポンド)	2017年 6月30日現在 (億ポンド)	2016年 12月31日現在 (億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	1,822	1,666	1,664
資産合計	2,304	2,034	2,096
顧客預り金	1,893	1,874	1,890
預貸率	96%	89%	88%
リスク調整後資産	700	661	675
期末割当有形株主資本	95	86	85

パフォーマンス指標

	2017年 9月30日に 終了した9カ月間	2016年 9月30日に 終了した9カ月間
平均割当有形株主資本利益率	9.4%	6.9%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	90	90
収益に対する費用の比率	66%	67%
貸倒率(ペース・ポイント)	43	56
純利ざや	3.55%	3.63%

事業部門別業績

パークレイズ UK の内訳

	2017 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
収益合計の内訳			
パーソナル・キャッシング	2,803	2,957	(5)
パークレイカード・コンシューマーUK	1,532	1,515	1
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・キャッシング	1,178	1,217	(3)
収益合計	5,513	5,689	(3)

信用に関する減損費用およびその他の引当金線入額の内訳

パーソナル・キャッシング	(166)	(133)	(25)
パークレイカード・コンシューマーUK	(417)	(565)	26
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・キャッシング	(16)	(18)	11
信用に関する減損費用およびその他の引当金線入額合計	(599)	(716)	16

顧客に対する貸付金(償却原価ベース)の内訳

	2017 年 9 月 30 日現在 (億ポンド)	2017 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2016 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)
パーソナル・キャッシング	1,384	1,365	1,350
パークレイカード・コンシューマーUK	163	162	165
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・キャッシング ¹	275	139	149
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)合計	1,822	1,666	1,664

顧客預り金の内訳

パーソナル・キャッシング	1,401	1,385	1,393
パークレイカード・コンシューマーUK	-	-	-
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・キャッシング	492	489	497
顧客預り金合計	1,893	1,874	1,890

¹ ノンコア部門からの教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)ポートフォリオ(償却原価ベース)の統合を含みます。

事業部門別業績

パークレイズ・インターナショナル		2017年 9月30日に 終了した9カ月間	2016年 9月30日に 終了した9カ月間	増減率
		(百万ポンド)	(百万ポンド)	(%)
損益計算書関連の情報				
利息収入純額		3,320	3,466	(4)
トレーディング収益純額		3,036	3,449	(12)
手数料収入純額およびその他の収益		4,707	4,488	5
収益合計		11,063	11,403	(3)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(1,120)	(929)	(21)
営業収益純額		9,943	10,474	(5)
訴訟および特定行為を除く営業費用		(6,893)	(6,632)	(4)
訴訟および特定行為		(14)	(31)	55
営業費用		(6,907)	(6,663)	(4)
その他の収益純額		233	27	
税引前利益		3,269	3,838	(15)
株主帰属利益		2,015	2,369	(15)
貸借対照表関連の情報		2017年 9月30日現在	2017年 6月30日現在	2016年 12月31日現在
		(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ¹		2,207	2,048	2,113
トレーディング・ポートフォリオ資産		912	833	732
デリバティブ金融資産		2,428	1,084	1,562
デリバティブ金融負債		2,429	1,168	1,606
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付		155	172	134
公正価値で測定すると指定された金融資産		1,037	941	623
資産合計		8,671	6,816	6,485
顧客預り金 ²		2,410	2,303	2,162
預貸率 ³		65%	69%	78%
リスク調整後資産		2,182	2,122	2,127
期末割当有形株主資本		280	268	256
パフォーマンス指標		2017年 9月30日に 終了した9カ月間	2016年 9月30日に 終了した9カ月間	
平均割当有形株主資本利益率		10.0%	12.9%	
平均割当有形株主資本(億ポンド)		280	252	
収益に対する費用の比率		62%	58%	
貸倒率(ベーシス・ポイント)		67	52	
純利ざや		4.10%	4.01%	

- 1 2017年9月30日現在の貸付金は、顧客に対する貸付金1,905億ポンド(2017年6月: 1,839億ポンド)(決済残高280億ポンド(2017年6月: 316億ポンド)および現金担保382億ポンド(2017年6月: 269億ポンド)を含む)および銀行に対する貸付金302億ポンド(2017年6月: 209億ポンド)(決済残高49億ポンド(2017年6月: 57億ポンド)および現金担保152億ポンド(2017年6月: 54億ポンド)を含む)で構成されています。コンシューマー、カードおよび決済事業に係る銀行および顧客に対する貸付金は390億ポンド(2017年6月: 385億ポンド)でした。
- 2 2017年9月30日現在の顧客預り金には決済残高291億ポンド(2017年6月: 294億ポンド)および現金担保259億ポンド(2017年6月: 162億ポンド)が含まれています。
- 3 預貸率は利付き貸付金以外のインベストメント・バンキング事業の残高を除外しています。比較数値はインベストメント・バンキング事業における利付き貸付金残高を含めて修正再表示したものです。

事業部門別業績

パークレイズ・インターナショナルの内訳

	2017年 9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)	2016年 9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB) 損益計算書関連の情報			
収益合計の内訳			
クレジット	954	924	3
株式	1,267	1,380	(8)
マクロ	1,314	1,799	(27)
市場	3,535	4,103	(14)
バンキング手数料	2,007	1,747	15
コーポレート貸付	824	892	(8)
トランザクション・バンキング	1,221	1,256	(3)
バンキング	4,052	3,895	4
その他	39	4	
収益合計	7,626	8,002	(5)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(86)	(170)	49
営業費用	(5,358)	(5,337)	-
その他の収益合計	126	-	
税引前利益	2,308	2,495	(7)
貸借対照表関連の情報			
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	1,817	1,663	1,716
顧客預り金	1,827	1,730	1,662
リスク調整後資産	1,852	1,789	1,786
パフォーマンス指標			
平均割当有形株主資本利益率	8.4%	8.7%	
平均割当有形株主資本(億ポンド)	238	216	
コンシューマー、カードおよび決済事業 損益計算書関連の情報			
収益合計	9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)	9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	3,437	3,401	1
営業費用合計	(1,034)	(759)	(36)
その他の収益合計	(1,549)	(1,326)	(17)
税引前利益	107	27	
961	1,343	(28)	
貸借対照表関連の情報			
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	390	385	397
顧客預り金	583	573	500
リスク調整後資産	330	333	341
パフォーマンス指標			
平均割当有形株主資本利益率	19.3%	38.3%	
平均割当有形株主資本(億ポンド)	42	36	

事業部門別業績

本社

損益計算書関連の情報

	2017年 9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)	2016年 9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
利息収入純額	(181)	(212)	15
手数料収入純額およびその他の収益	189	324	(42)
収益合計	8	112	(93)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(14)	-	
営業(費用)／収益純額	(6)	112	
訴訟および特定行為を除く営業費用	(201)	(150)	(34)
訴訟および特定行為	(76)	(26)	
営業費用	(277)	(176)	(57)
その他の費用純額	(186)	(31)	
税引前損失	(469)	(95)	
株主帰属損失	(497)	(113)	

貸借対照表関連の情報

	2017年 9月30日現在 (億ポンド)	2017年 6月30日現在 (億ポンド)	2016年 12月31日現在 (億ポンド)
資産合計	517	173	752
リスク調整後資産 ¹	361	262	533
期末割当有形株主資本	104	90	97

パフォーマンス指標

	2017年 9月30日に 終了した9ヵ月間	2016年 9月30日に 終了した9ヵ月間
平均割当有形株主資本(億ポンド)	90	63

¹ アフリカ・バンキングのリスク調整後資産 86 億ポンド(2017 年 6 月: 98 億ポンド、2016 年 12 月: 423 億ポンド)が含まれています。

四半期業績の要約

バークレイズ・グループ

	2017 年度 第 3 四半期	2017 年度 第 2 四半期	2017 年度 第 1 四半期	2016 年度 第 4 四半期	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期
損益計算書関連の情報								
利息収入純額	2,475	2,579	2,519	2,523	2,796	2,530	2,688	2,726
手数料収入純額およびその他の収益	2,698	2,479	3,304	2,469	2,650	3,442	2,353	1,722
収益合計	5,173	5,058	5,823	4,992	5,446	5,972	5,041	4,448
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(709)	(527)	(527)	(653)	(789)	(488)	(443)	(554)
営業収益純額	4,464	4,531	5,296	4,339	4,657	5,484	4,598	3,894
英國銀行税、訴訟および特定行為を除く 営業費用	(3,274)	(3,398)	(3,591)	(3,812)	(3,581)	(3,425)	(3,747)	(3,547)
英國銀行税	-	-	-	(410)	-	-	-	(426)
訴訟および特定行為	(81)	(715)	(28)	(97)	(741)	(447)	(78)	(1,722)
営業費用	(3,355)	(4,113)	(3,619)	(4,319)	(4,322)	(3,872)	(3,825)	(5,695)
その他の(費用)／収益純額	(2)	241	5	310	502	(342)	20	(274)
税引前利益／(損失)	1,107	659	1,682	330	837	1,270	793	(2,075)
税金(費用)／還付	(324)	(305)	(473)	50	(328)	(467)	(248)	(164)
継続事業に係る税引後利益／(損失)	783	354	1,209	380	509	803	545	(2,239)
非継続事業に係る税引後(損失)／利益	-	(1,537)	(658)	71	209	145	166	101

以下に帰属するもの：

親会社の普通株主	583	(1,401)	190	99	414	677	433	(2,422)
その他の株主	157	162	139	139	110	104	104	107
非支配持分	43	56	222	213	194	167	174	177

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)							
資産合計	11,493	11,353	12,038	12,131	13,240	13,513	12,489	11,200
リスク調整後資産	3,243	3,274	3,609	3,656	3,734	3,663	3,630	3,584
CRR レバレッジ・エクスポートジャー	11,506	11,221	11,969	11,255	11,851	11,554	10,820	10,278

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	5.1%	(11.0%)	1.8%	1.1%	3.6%	5.8%	3.8%	(20.1%)
平均有形株主資本(億ポンド)	489	493	494	489	494	483	483	478
収益に対する費用の比率	65%	81%	62%	87%	79%	65%	76%	128%
貸倒率(ベース・ポイント)	66	49	47	58	66	41	40	53
基本的 1 株当たり利益／(損失)	3.7 ペンス	(8.0 ペンス)	1.3 ペンス	0.8 ペンス	2.6 ペンス	4.2 ペンス	2.7 ペンス	(14.4 ペンス)
継続事業に係る基本的 1 株当たり利益／(損失)	3.7 ペンス	1.0 ペンス	6.1 ペンス	1.1 ペンス	2.1 ペンス	3.8 ペンス	2.2 ペンス	(14.4 ペンス)

事業部門別四半期業績

バークレイズ UK

	2017 年度 第 3 四半期	2017 年度 第 2 四半期	2017 年度 第 1 四半期	2016 年度 第 4 四半期	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期
損益計算書関連の情報								
利息収入純額	1,501	1,534	1,511	1,502	1,569	1,476	1,501	1,509
手数料収入純額およびその他の収益	351	286	330	326	374	467	302	325
収益合計	1,852	1,820	1,841	1,828	1,943	1,943	1,803	1,834
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額	(201)	(220)	(178)	(180)	(350)	(220)	(146)	(219)
営業収益純額	1,651	1,600	1,663	1,648	1,593	1,723	1,657	1,615
英國銀行税、訴訟および特定行為を除く 営業費用	(980)	(974)	(959)	(989)	(904)	(947)	(952)	(920)
英國銀行税	-	-	-	(48)	-	-	-	(77)
訴訟および特定行為	(11)	(699)	4	(28)	(614)	(399)	(1)	(1,466)
営業費用	(991)	(1,673)	(955)	(1,065)	(1,518)	(1,346)	(953)	(2,463)
その他の収益／(費用)純額	1	(1)	-	-	-	(1)	-	1
税引前利益／(損失)	661	(74)	708	583	75	376	704	(847)
株主帰属利益／(損失)	423	(285)	470	383	(163)	141	467	(1,078)
貸借対照表関連の情報								
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	1,822	1,666	1,645	1,664	1,666	1,660	1,662	1,661
資産合計	2,304	2,034	2,030	2,096	2,091	2,046	2,017	2,025
顧客預り金	1,893	1,874	1,844	1,890	1,855	1,817	1,791	1,768
リスク調整後資産	700	661	663	675	674	671	697	695
パフォーマンス指標								
平均割当有形株主資本利益率	18.4%	(12.7%)	21.6%	18.2%	(7.1%)	6.6%	20.5%	(46.5%)
平均割当有形株主資本(億ポンド)	94	87	89	86	87	90	93	92
収益に対する費用の比率	54%	92%	52%	58%	78%	69%	53%	134%
貸倒率(ベーシス・ポイント)	43	52	43	42	82	52	34	51
純利ざや	3.28%	3.70%	3.69%	3.56%	3.72%	3.56%	3.62%	3.58%

事業部門別四半期業績

パークレイズ UK の内訳

	2017 年度 第 3 四半期	2017 年度 第 2 四半期	2017 年度 第 1 四半期		2016 年度 第 4 四半期	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計の内訳									
パーソナル・バンキング	926	933	944		934	970	1,068	919	945
パークレイカード・コンシューマーUK	539	495	498		507	561	463	491	505
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・ バンキング(WEBB)	387	392	399		387	412	412	393	384
収益合計	1,852	1,820	1,841		1,828	1,943	1,943	1,803	1,834
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額の内訳									
パーソナル・バンキング	(60)	(56)	(50)		(50)	(47)	(44)	(42)	(39)
パークレイカード・コンシューマーUK	(145)	(149)	(123)		(118)	(291)	(169)	(105)	(176)
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・ バンキング(WEBB)	4	(15)	(5)		(12)	(12)	(7)	1	(4)
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額合計	(201)	(220)	(178)		(180)	(350)	(220)	(146)	(219)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)の内訳									
パーソナル・バンキング	1,384	1,365	1,344		1,350	1,353	1,347	1,347	1,340
パークレイカード・コンシューマーUK	163	162	161		165	162	162	160	162
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・ バンキング(WEBB)	275	139	140		149	151	151	155	159
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)合計	1,822	1,666	1,645		1,664	1,666	1,660	1,662	1,661
顧客預り金の内訳									
パーソナル・バンキング	1,401	1,385	1,373		1,393	1,372	1,348	1,329	1,310
パークレイカード・コンシューマーUK	-	-	-		-	-	-	-	-
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・ バンキング(WEBB)	492	489	471		497	483	469	462	458
顧客預り金合計	1,893	1,874	1,844		1,890	1,855	1,817	1,791	1,768

事業部門別四半期業績

パークレイズ・インターナショナル

	2017 年度 第 3 四半期	2017 年度 第 2 四半期	2017 年度 第 1 四半期	2016 年度 第 4 四半期	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期
損益計算書関連の情報								
利息収入純額	1,148	1,060	1,112	1,046	1,355	1,001	1,110	1,121
トレーディング収益純額	815	1,039	1,182	1,131	1,074	1,130	1,245	593
手数料収入純額およびその他の収益	1,352	1,511	1,844	1,415	1,422	1,908	1,158	1,254
収益合計	3,315	3,610	4,138	3,592	3,851	4,039	3,513	2,968
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額	(495)	(279)	(346)	(426)	(420)	(240)	(269)	(303)
営業収益純額	2,820	3,331	3,792	3,166	3,431	3,799	3,244	2,665
英國銀行税、訴訟および特定行為を除く 営業費用	(2,182)	(2,276)	(2,435)	(2,497)	(2,337)	(2,074)	(2,221)	(2,007)
英國銀行税	-	-	-	(284)	-	-	-	(253)
訴訟および特定行為	(5)	4	(13)	(17)	(17)	(10)	(4)	(151)
営業費用	(2,187)	(2,272)	(2,448)	(2,798)	(2,354)	(2,084)	(2,225)	(2,411)
その他の収益純額	19	202	12	5	8	11	8	8
税引前利益	652	1,261	1,356	373	1,085	1,726	1,027	262
株主帰属利益／(損失)	359	819	837	43	623	1,171	575	(24)
貸借対照表関連の情報								
	(億ポンド)							
銀行および顧客に対する貸付金 (償却原価ベース)	2,207	2,048	2,261	2,113	2,337	2,306	2,159	1,841
トレーディング・ポートフォリオ資産	912	833	830	732	738	681	643	619
デリバティブ金融資産	2,428	1,084	1,053	1,562	1,556	1,814	1,501	1,115
デリバティブ金融負債	2,429	1,168	1,128	1,606	1,605	1,875	1,554	1,190
リバース・レポ取引およびその他類似の 担保付貸付	155	172	176	134	173	197	191	247
公正価値で測定すると指定された金融資産	1,037	941	813	623	720	683	596	468
資産合計	8,671	6,816	6,772	6,485	6,819	6,799	6,184	5,322
顧客預り金	2,410	2,303	2,410	2,162	2,241	2,265	2,131	1,856
リスク調整後資産	2,182	2,122	2,143	2,127	2,146	2,093	2,022	1,948
パフォーマンス指標								
平均割当有形株主資本利益率	5.4%	12.4%	12.5%	1.0%	10.0%	19.2%	9.5%	(0.2%)
平均割当有形株主資本(億ポンド)	289	274	277	266	257	248	251	249
収益に対する費用の比率	66%	63%	59%	78%	61%	52%	63%	81%
貸倒率(ベース・ポイント)	88	54	62	78	71	41	50	65
純利ざや	4.21%	4.07%	4.06%	3.91%	4.21%	3.92%	3.78%	3.79%

事業部門別四半期業績

バークレイズ・インターナショナルの内訳

コーポレート・アンド・

インベストメント・バンク(CIB)

損益計算書関連の情報

収益合計の内訳

	2017 年度 第 3 四半期	2017 年度 第 2 四半期	2017 年度 第 1 四半期	2016 年度 第 4 四半期	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期
	(百万ポンド)							
クレジット	259	296	399	261	333	269	322	195
株式	350	455	462	410	461	406	513	319
マクロ	368	456	490	505	614	612	573	382
市場	977	1,207	1,351	1,176	1,408	1,287	1,408	896
バンキング手数料	607	674	726	650	644	622	481	458
コーポレート貸付	277	278	269	303	284	312	296	312
トランザクション・バンキング	419	404	398	401	458	390	408	415
バンキング	1,303	1,356	1,393	1,354	1,386	1,324	1,185	1,185
その他	-	1	38	1	1	-	3	16
収益合計	2,280	2,564	2,782	2,531	2,795	2,611	2,596	2,097
信用に関する減損(費用)／戻入および その他の引当金繰入額	(36)	1	(51)	(90)	(38)	(37)	(95)	(83)
営業費用	(1,661)	(1,756)	(1,941)	(2,287)	(1,872)	(1,665)	(1,800)	(1,962)
その他の収益純額	10	116	-	1	-	-	-	-
税引前利益	593	925	790	155	885	909	701	52

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)							
銀行および顧客に対する貸付金 (償却原価ベース)	1,817	1,663	1,874	1,716	1,969	1,952	1,830	1,520
顧客預り金	1,827	1,730	1,834	1,662	1,758	1,796	1,689	1,438
リスク調整後資産	1,852	1,789	1,806	1,786	1,825	1,784	1,726	1,673

パフォーマンス指標

平均割当有形株主資本利益率	5.9%	11.1%	8.2%	(1.2%)	9.2%	9.5%	7.3%	(2.5%)
平均割当有形株主資本(億ポンド)	248	233	235	226	219	213	216	218

コンシューマー、カードおよび

決済事業

損益計算書関連の情報

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計	1,035	1,046	1,356	1,061	1,056	1,428	917	871
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額	(459)	(280)	(295)	(336)	(382)	(203)	(174)	(219)
営業費用	(526)	(516)	(507)	(511)	(482)	(419)	(425)	(449)
その他の収益純額	9	86	12	4	8	11	8	8
税引前利益	59	336	566	218	200	817	326	210

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)							
銀行および顧客に対する貸付金 (償却原価ベース)	390	385	387	397	368	354	329	321
顧客預り金	583	573	576	500	483	469	442	418
リスク調整後資産	330	333	337	341	321	309	296	275

パフォーマンス指標

平均割当有形株主資本利益率	2.2%	19.4%	36.4%	13.2%	14.8%	77.9%	23.4%	15.3%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	42	41	42	40	37	35	34	32

事業部門別四半期業績

本社

	2017 年度 第 3 四半期	2017 年度 第 2 四半期	2017 年度 第 1 四半期		2016 年度 第 4 四半期	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
損益計算書関連の情報									
利息収入純額	(174)	108	(115)		29	(206)	14	(20)	(75)
手数料収入純額およびその他の収益 ¹	180	(24)	33		(38)	17	320	(13)	(210)
収益合計	6	84	(82)		(9)	(189)	334	(33)	(285)
信用に関する減損(費用)／戻入および その他の引当金繰入額	(13)	(1)	-		-	1	(2)	1	-
営業(費用)／収益純額	(7)	83	(82)		(9)	(188)	332	(32)	(285)
英國銀行税、訴訟および特定行為を除く 営業費用	(112)	(40)	(49)		15	(29)	(36)	(85)	(64)
英國銀行税	-	-	-		(2)	-	-	-	(8)
訴訟および特定行為	(65)	(1)	(10)		(1)	(8)	(11)	(7)	(17)
営業費用	(177)	(41)	(59)		12	(37)	(47)	(92)	(89)
その他の(費用)／収益純額	(22)	(164)	-		159	(4)	(28)	1	(14)
税引前(損失)／利益	(206)	(122)	(141)		162	(229)	257	(123)	(388)
株主帰属(損失)／利益	(199)	(175)	(123)		223	(203)	182	(92)	(140)
貸借対照表関連の情報									
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)		(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	517	173	745		752	733	877	634	594
リスク調整後資産 ²	361	262	529		533	475	432	403	397
パフォーマンス指標									
平均割当有形株主資本(億ポンド)	105	88	76		72	74	66	50	39

¹ 2017年1月1日付でIFRS第9号のうち当グループ自身の信用度に関連する条項を早期適用したことに伴い、従来、手数料収入純額およびその他の収益に計上されていた当グループ自身の信用度に関連する損益は2017年度第1四半期からその他の包括利益に計上されています。

² アフリカ・バンкиングのリスク調整後資産を含みます。

パークレイズ・ノンコアの業績

ノンコア部門は 2017 年 7 月 1 日に閉鎖され、残余資産および負債、ならびに同部門に関連する財務パフォーマンスはパークレイズ UK、パークレイズ・インターナショナルおよび本社に再統合されています。2017 年 6 月 30 日までの業績は、当グループの 2017 年 9 月 30 日に終了した 9 カ月間の業績のノンコア部門に反映されています。

パークレイズ・ノンコア

損益計算書関連の情報

	2017 年 6 月 30 日に 終了した 6 カ月間 (百万ポンド)	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)
利息収入純額	(112)	214
トレーディング収益純額	(488)	(1,241)
手数料収入純額およびその他の収益	70	282
収益合計	(530)	(745)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(30)	(75)
営業費用純額	(560)	(820)
訴訟および特定行為を除く営業費用	(256)	(1,168)
訴訟および特定行為	(28)	(195)
営業費用	(284)	(1,363)
その他の収益純額	197	185
税引前損失	(647)	(1,998)
株主帰属損失	(419)	(1,418)

損益計算書関連の情報

	2017 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)	2017 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2017 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2016 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2016 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)	2016 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2016 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2015 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)
利息収入純額	-	(123)	11	(54)	78	40	96	171
トレーディング収益純額	-	(411)	(77)	(462)	(288)	(463)	(490)	(398)
手数料収入純額およびその他の収益	-	78	(8)	97	51	79	152	159
収益合計	-	(456)	(74)	(419)	(159)	(344)	(242)	(68)
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額	-	(27)	(3)	(47)	(20)	(26)	(29)	(32)
営業費用純額	-	(483)	(77)	(466)	(179)	(370)	(271)	(100)
英國銀行税、訴訟および特定行為を除く 営業費用	-	(108)	(148)	(341)	(311)	(368)	(489)	(555)
英國銀行税	-	-	-	(76)	-	-	-	(88)
訴訟および特定行為	-	(19)	(9)	(51)	(102)	(27)	(66)	(89)
営業費用	-	(127)	(157)	(468)	(413)	(395)	(555)	(732)
その他の収益／(費用)純額	-	204	(7)	146	498	(324)	11	(268)
税引前損失	-	(406)	(241)	(788)	(94)	(1,089)	(815)	(1,100)
税金還付／(費用)	-	207	75	322	194	229	237	(72)
税引後(損失)／利益	-	(199)	(166)	(466)	100	(860)	(578)	(1,172)
非支配持分	-	(8)	(9)	(14)	(13)	(12)	(10)	(19)
その他の株主	-	(19)	(18)	(18)	(15)	(15)	(15)	(17)
株主帰属(損失)／利益	-	(226)	(193)	(498)	72	(887)	(603)	(1,208)

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)							
銀行および顧客に対する貸付金 (償却原価ベース)	-	483	495	511	587	685	554	518
デリバティブ金融資産	-	1,503	1,642	1,887	2,532	2,628	2,497	2,137
デリバティブ金融負債	-	1,430	1,553	1,786	2,430	2,534	2,391	2,021
リバース・レポ取引およびその他類似の 担保付貸付	-	-	-	1	1	1	7	31
公正価値で測定すると指定された金融資産	-	121	134	145	155	154	234	214
資産合計	-	2,330	2,491	2,797	3,598	3,791	3,654	3,258
顧客預り金	-	118	129	125	160	174	193	209
リスク調整後資産	-	228	274	321	439	467	509	543

非継続事業の業績

バークレイズは 2016 年 3 月 1 日、当グループの保有するバークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)に対する 62.3% の持分を、会計上および規制上の観点から BAGL の非連結化が可能となる水準まで削減する意向を発表し、この日をもって BAGL は非継続事業として扱われました。バークレイズは 2016 年 5 月 5 日に当グループの保有する BAGL に対する持分の 12.2%を売却し、2017 年 6 月 1 日にはさらに BAGL の発行済株式資本の 33.7%を売却しました。この結果、BAGL はバークレイズ・グループから会計上、非連結化されました。これに伴い、BAGL は 2017 年 6 月 1 日をもって非継続事業として計上されません。残存する BAGL 持分は本社セグメントに計上され、バークレイズに割り当てられる BAGL の配当金は本社の損益計算書上で認識されます。

バークレイズは 2017 年度第 3 四半期に BAGL の普通株式の 1.5%を黒人の経済力強化(Black Economic Empowerment)スキームに拠出しました。この結果、2017 年 9 月 30 日現在でバークレイズが保有する BAGL の普通株式数は 1 億 2,600 万株となり、BAGL の発行済株式資本の 14.9%に相当します。

規制当局に報告する目的上、BAGL は 21.9%の持分に基づき比例連結ベースで処理されています。すでに契約が締結されている通り、バークレイズは予定されている BAGL の 7.0%の発行済株式資本の受渡しを経て、2017 年 12 月 31 日までに 14.9% の持分に基づいて BAGL を比例連結化する予定です。規制当局の承認を得た上で、バークレイズは 2018 年末までに BAGL の規制上においても完全非連結化を実施する見通しです。

アフリカ・バンキング

損益計算書関連の情報

	2017 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 ¹ (百万ポンド)	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 ¹ (百万ポンド)
利息収入純額	1,024	1,543
手数料収入純額およびその他の収益	762	1,136
収益合計	1,786	2,679
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(177)	(340)
営業収益純額	1,609	2,339
バークレイズの BAGL 持分の減損を除く営業費用	(1,130)	(1,618)
BAGL 売却に係る損失を除くその他の収益純額	5	4
バークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除く税引前利益	484	725
バークレイズの BAGL 持分の減損	(1,090)	-
BAGL 売却に係る損失	(1,435)	-
税引前(損失)/利益	(2,041)	725
税金	(154)	(205)
税引後(損失)/利益	(2,195)	520
株主帰属(損失)/利益	(2,335)	240

損益計算書関連の情報

	2017 年度 第 3 四半期	2017 年度 第 2 四半期 ²	2017 年度 第 1 四半期	2016 年度 第 4 四半期	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
利息収入純額	-	407	617	626	561	502	480	468
手数料収入純額およびその他の収益	-	297	465	441	421	377	338	346
収益合計	-	704	1,082	1,067	982	879	818	814
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額	-	(71)	(106)	(105)	(96)	(133)	(111)	(93)
営業収益純額	-	633	976	962	886	746	707	721
英國銀行税およびバークレイズの BAGL 持分の 減損を除く営業費用	-	(477)	(653)	(727)	(598)	(543)	(477)	(501)
英國銀行税	-	-	-	(65)	-	-	-	(50)
BAGL 売却に係る損失を除くその他の収益純額	-	3	2	2	2	1	1	3
バークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除く税引前利益	-	159	325	172	290	204	231	173
バークレイズの BAGL 持分の減損	-	(206)	(884)	-	-	-	-	-
BAGL 売却に係る損失	-	(1,435)	-	-	-	-	-	-
税引前(損失)/利益	-	(1,482)	(559)	172	290	204	231	173
税引後(損失)/利益	-	(1,537)	(658)	71	209	145	166	101
株主帰属(損失)/利益	-	(1,534)	(801)	(52)	85	70	86	25

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)							
資産合計	-	-	660	651	611	560	527	479
リスク調整後資産 ³	-	98	413	423	399	361	339	317

1 アフリカ・バンキングの 2017 年 9 月 30 日に終了した 9 カ月間の損益計算書は 2017 年 5 月 31 日までの 5 カ月間の非継続事業の業績を表します。

2 アフリカ・バンキングの 2017 年度第 2 四半期の損益計算書は 2017 年 5 月 31 日までの 2 カ月間の非継続事業の業績を表します。

3 リスク調整後資産は本社において報告されています。

業績管理

利ざやおよび残高

	2017年9月30日に終了した9ヵ月間			2016年9月30日に終了した9ヵ月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや (%)	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや (%)
バークレイズ UK	4,546	171,279	3.55	4,546	167,306	3.63
バークレイズ・インターナショナル ¹	3,255	106,183	4.10	3,165	105,507	4.01
バークレイズ UK およびバークレイズ・インターナショナル合計	7,801	277,462	3.76	7,711	272,813	3.78
その他 ²	(228)			303		
利息収入純額合計³	7,573			8,014		

バークレイズ UK およびバークレイズ・インターナショナルの四半期分析

	2017年9月30日に終了した3ヵ月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや (百万ポンド)
バークレイズ UK	1,501	181,419	3.28
バークレイズ・インターナショナル ¹	1,070	100,828	4.21
バークレイズ UK およびバークレイズ・インターナショナルの合計	2,571	282,247	3.61

	2017年6月30日に終了した3ヵ月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや (%)
バークレイズ UK	1,534	166,345	3.70
バークレイズ・インターナショナル ¹	1,064	104,899	4.07
バークレイズ UK およびバークレイズ・インターナショナルの合計	2,598	271,244	3.84

	2017年3月31日に終了した3ヵ月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや (%)
バークレイズ UK	1,511	166,065	3.69
バークレイズ・インターナショナル ¹	1,121	112,060	4.06
バークレイズ UK およびバークレイズ・インターナショナルの合計	2,632	278,125	3.84

	2016年12月31日に終了した3ヵ月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや (%)
バークレイズ UK	1,502	167,935	3.56
バークレイズ・インターナショナル ¹	1,110	112,936	3.91
バークレイズ UK およびバークレイズ・インターナショナルの合計	2,612	280,871	3.70

	2016年9月30日に終了した3ヵ月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや (%)
バークレイズ UK	1,569	167,713	3.72
バークレイズ・インターナショナル ¹	1,149	108,571	4.21
バークレイズ UK およびバークレイズ・インターナショナルの合計	2,718	276,284	3.91

¹ バークレイズ・インターナショナルの利ざやにはインベストメント・バンキング事業における利付き貸付金残高が含まれています。

² その他には本社および貸付に関連しないインベストメント・バンキング残高が含まれています。ノンコアは完全比較期間および2017年1~6月期に含まれています。

³ グループの利息収入純額は構造的ヘッジの正味寄与 11 億ポンド(2016年度第3四半期累計: 10 億ポンド)を含みます。

信用リスク

リテールおよびホールセール貸付金ならびに減損の分析

	貸付金総額 (百万ポンド)	減損引当金 (百万ポンド)	貸付金 (減損控除後) (百万ポンド)	クレジット・ リスク・ローン (CRL)	貸付金総額 に占める CRL の比率 (%)	貸付金に係る 減損費用 ¹ (百万ポンド)	貸倒率 ベース・ ポイント
2017年9月30日現在							
パークレイズ UK	157,171	1,638	155,533	1,854	1.2	584	50
パークレイズ・インターナショナル	31,561	1,713	29,848	1,231	3.9	1,048	444
本社	9,537	291	9,246	713	7.5	11	15
パークレイズ・ノンコア ²	-	-	-	-	-	30	-
グループ・リテール合計	198,269	3,642	194,627	3,798	1.9	1,673	113
パークレイズ UK	28,740	261	28,479	576	2.0	15	7
パークレイズ・インターナショナル	191,566	742	190,824	1,609	0.8	69	5
本社	7,595	118	7,477	210	2.8	4	7
パークレイズ・ノンコア ²	-	-	-	-	-	(1)	-
グループ・ホールセール合計	227,901	1,121	226,780	2,395	1.1	87	5
グループ合計	426,170	4,763	421,407	6,193	1.5	1,760	55
売買目的の貸付金	3,856	n/a	3,856	n/a			
公正価値で測定すると指定された貸付金	11,013	n/a	11,013	n/a			
貸付金(公正価値で保有)	14,869	n/a	14,869	n/a			
貸付金合計	441,039	4,763	436,276	6,193			
2016年12月31日現在							
パークレイズ UK	155,729	1,519	154,210	2,044	1.3	866	56
パークレイズ・インターナショナル	33,485	1,492	31,993	1,249	3.7	1,085	324
パークレイズ・ノンコア	10,319	385	9,934	838	8.1	102	99
グループ・リテール合計	199,533	3,396	196,137	4,131	2.1	2,053	103
パークレイズ UK	15,204	282	14,922	591	3.9	30	20
パークレイズ・インターナショナル	180,102	748	179,354	1,470	0.8	258	14
本社	4,410	-	4,410	-	-	-	-
パークレイズ・ノンコア	41,406	194	41,212	299	0.7	11	3
グループ・ホールセール合計	241,122	1,224	239,898	2,360	1.0	299	12
グループ合計	440,655	4,620	436,035	6,491	1.5	2,352	53
売買目的の貸付金	2,975	n/a	2,975	n/a			
公正価値で測定すると指定された貸付金	10,519	n/a	10,519	n/a			
貸付金(公正価値で保有)	13,494	n/a	13,494	n/a			
貸付金合計	454,149	4,620	449,529	6,491			

1 売却可能投資およびリバース・レポ取引に係る減損費用を除外しています。2017年度第3四半期の減損費用は9ヵ月間の費用、2016年12月の減損費用は12ヵ月間の費用です。

2 パークレイズ・ノンコアは2017年6月30日に終了した6ヵ月間の費用を表し、2017年7月1日付で本社に移管されたイタリアの住宅ローンに主に関連しています。

要約連結財務書類

要約連結損益計算書

	2017年 9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)	2016年 9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)
収益合計	16,054	16,459
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1,763)	(1,720)
営業収益純額	14,291	14,739
営業費用	(10,263)	(10,753)
訴訟および特定行為	(824)	(1,266)
営業費用	(11,087)	(12,019)
その他の収益純額	244	180
税引前利益	3,448	2,900
税金費用	(1,102)	(1,043)
継続事業に係る税引後利益	2,346	1,857
非継続事業に係る税引後(損失)／利益	(2,195)	520
税引後利益	151	2,377

以下に帰属するもの:

親会社の普通株主	(628)	1,524
その他の株主 ¹	458	318
株主合計	(170)	1,842
継続事業に係る非支配持分	181	255
非継続事業に係る非支配持分	140	280
税引後利益	151	2,377

1 株当たり利益

基本的普通株式 1 株当たり(損失)／利益 ¹	(3.0 ペンス)	9.6 ペンス
継続事業に係る基本的普通株式 1 株当たり利益 ¹	10.8 ペンス	8.1 ペンス
非継続事業に係る基本的普通株式 1 株当たり(損失)／利益	(13.8 ペンス)	1.5 ペンス

¹ その他の株主に帰属する税引後利益 4 億 5,800 万ポンド(2016 年度第 3 四半期累計: 3 億 1,800 万ポンド)は剰余金に計上する税額控除 1 億 2,500 万ポンド(2016 年度第 3 四半期累計: 8,900 万ポンド)によって相殺されています。相殺後の 3 億 3,300 万ポンド(2016 年度第 3 四半期累計: 2 億 2,900 万ポンド)と非支配持分は、1 株当たり利益および平均有形株主資本利益率の計算において税引後利益から差し引かれています。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表

	2017年 9月30日現在 (百万ポンド)	2016年 12月31日現在 (百万ポンド)
資産		
現金および中央銀行預け金	175,826	102,353
他銀行からの取立中の項目	1,923	1,467
トレーディング・ポートフォリオ資産	92,456	80,240
公正価値で測定すると指定された金融資産	115,504	78,608
デリバティブ	244,457	346,626
金融投資	61,879	63,317
銀行に対する貸付金	37,890	43,251
顧客に対する貸付金	383,517	392,784
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	15,464	13,454
のれんおよび無形資産	7,759	7,726
未収還付税	913	561
繰延税金資産	4,460	4,869
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産	378	71,454
その他の資産	6,829	6,416
資産合計	1,149,255	1,213,126
負債		
銀行預り金	51,026	48,214
他銀行への未決済項目	793	636
顧客預り金	445,148	423,178
レポ取引およびその他類似の担保付借入	34,207	19,760
トレーディング・ポートフォリオ負債	41,626	34,687
公正価値で測定すると指定された金融負債	150,453	96,031
デリバティブ	243,668	340,487
発行債券	77,762	75,932
劣後負債	25,085	23,383
未払税金	1,033	737
繰延税金負債	30	29
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債	326	65,292
その他の負債	11,053	13,395
負債合計	1,082,210	1,141,761
株主資本		
払込済株式資本および株式払込剰余金	22,017	21,842
その他の剰余金	5,074	6,051
利益剰余金	28,618	30,531
親会社の普通株主に帰属する株主資本	55,709	58,424
その他の持分商品	8,940	6,449
非支配持分を除く株主資本合計	64,649	64,873
非支配持分	2,396	6,492
株主資本合計	67,045	71,365
負債および株主資本合計	1,149,255	1,213,126

要約連結財務書類

連結株主資本変動表

	払込済株式 資本および 株式払込 剩余金 (百万ポンド)	その他の 持分商品 (百万ポンド)	その他の 剩余金 (百万ポンド)	利益剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	非支配持分 (百万ポンド)	株主資本 合計 (百万ポンド)
2017年9月30日に終了した9ヵ月間							
2016年12月31日現在残高	21,842	6,449	6,051	30,531	64,873	6,492	71,365
会計方針の変更による影響 ¹	-	-	(175)	175	-	-	-
2017年1月1日現在残高	21,842	6,449	5,876	30,706	64,873	6,492	71,365
税引後利益	-	458	-	1,707	2,165	181	2,346
当期税引後その他の包括利益	-	-	(2,155)	18	(2,137)	(1)	(2,138)
継続事業からの税引後包括利益合計	-	458	(2,155)	1,725	28	180	208
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	1,332	(2,335)	(1,003)	109	(894)
当期包括利益合計	-	458	(823)	(610)	(975)	289	(686)
株式の発行	117	-	-	-	117	-	117
従業員株式制度に基づく株式発行	58	-	-	381	439	-	439
持分商品の発行および交換	-	2,490	-	-	2,490	-	2,490
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(458)	-	125	(333)	-	(333)
資本性商品の償還と買戻し	-	-	-	(473)	(473)	(657)	(1,130)
自己株式	-	-	15	(618)	(603)	-	(603)
配当金	-	-	-	(509)	(509)	(348)	(857)
BAGL の一部売却による株主資本への正味影響額	-	-	-	(359)	(359)	(3,443)	(3,802)
その他の変動	-	1	6	(25)	(18)	63	45
2017年9月30日現在残高	22,017	8,940	5,074	28,618	64,649	2,396	67,045
2017年9月30日に終了した3ヵ月間							
2017年6月30日現在残高	21,998	7,694	6,148	28,026	63,866	2,397	66,263
会計方針の変更による影響 ¹	-	-	-	-	-	-	-
2017年7月1日現在残高	21,998	7,694	6,148	28,026	63,866	2,397	66,263
税引後利益	-	157	-	583	740	43	783
当期税引後その他の包括利益	-	-	(1,081)	32	(1,049)	-	(1,049)
継続事業からの税引後包括利益合計	-	157	(1,081)	615	(309)	43	(266)
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	-	-	-	-	-
当期包括利益合計	-	157	(1,081)	615	(309)	43	(266)
株式の発行	10	-	-	-	10	-	10
従業員株式制度に基づく株式発行	9	-	-	97	106	-	106
持分商品の発行および交換	-	1,245	-	-	1,245	-	1,245
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(157)	-	43	(114)	-	(114)
資本性商品の償還と買戻し	-	-	-	-	-	-	-
自己株式	-	-	1	(1)	-	-	-
配当金	-	-	-	(170)	(170)	(41)	(211)
BAGL の一部売却による株主資本への正味影響額	-	-	-	-	-	-	-
その他の変動	-	1	6	8	15	(3)	12
2017年9月30日現在残高	22,017	8,940	5,074	28,618	64,649	2,396	67,045
2017年 9月30日現在 6月30日現在 12月31日現在							
その他の剩余金					(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
為替換算再評価差額					3,140	3,756	3,051
売却可能投資再評価差額					(113)	(16)	(74)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額					1,196	1,578	2,105
当グループ自身の信用度に関連する剩余金					(133)	(153)	-
その他 ²					984	983	969
合計					5,074	6,148	6,051

- 1 2017年1月1日付でIFRS第9号のうち当グループ自身の信用度に関連する条項を早期適用したことに伴い、従来、損益計算書に計上されていた当グループ自身の信用度に関連する損益は、現在、その他の包括利益に計上されています。このため、当グループ自身の信用度に関連する未実現正味損失累計額1億7,500万ポンドは、利益剰余金からその他の剩余金の項目内の個別の勘定科目である当グループ自身の信用度に関連する剩余金に再分類されています。2017年度第3四半期累計には当グループ自身の信用度に関連する利益4,200万ポンドがこの剩余金に計上されています。
- 2 2017年9月30日現在、その他の剩余金における、当グループが発行し償還を迎えた普通株式および優先株式に係る額面を上回る買戻価格の超過支払いに関連する貸方残高は10億1,100万ポンド(2017年6月: 10億1,100万ポンドの貸方; 2016年12月: 10億1,100万ポンドの貸方)でした。その他の剩余金における自己株式に関連した借方残高は2,700万ポンド(2017年6月: 2,800万ポンドの借方; 2016年12月: 4,200万ポンドの借方)でした。

バークレイズ・ピーエルシー親会社財務書類

要約貸借対照表

	2016 年 9 月 30 日現在 (百万ポンド)	2017 年 9 月 30 日現在 (百万ポンド)	12 月 31 日現 在 (百万ポンド)
資産			
子会社に対する投資	39,353	36,553	36,553
子会社に対する貸付金	22,451	19,421	19,421
金融投資	4,746	1,218	1,218
デリバティブ	137	268	268
その他の資産	114	105	105
資産合計	66,801	57,565	57,565
負債			
銀行預り金	511	547	547
劣後負債	6,442	3,789	3,789
発行債券	20,643	16,893	16,893
その他の負債	59	14	14
負債合計	27,655	21,243	21,243
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	22,017	21,842	21,842
その他の持分商品	8,942	6,453	6,453
その他の剰余金	458	420	420
利益剰余金	7,729	7,607	7,607
株主資本合計	39,146	36,322	36,322
負債および株主資本合計	66,801	57,565	57,565

子会社に対する投資

子会社に対する投資 393 億 5,300 万ポンド(2016 年 12 月: 365 億 5,300 万ポンド)は、追加的 Tier1(AT1)証券 89 億 8,600 万ポンド(2016 年 12 月: 64 億 8,600 万ポンド)を含む、バークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して行った投資を主に表しています。28 億ポンドの増加は当期中の 25 億ポンドの AT1 証券の発行およびグループのサービス会社に対する 3 億ポンドの投資を反映しています。

子会社に対する貸付金、劣後負債および発行債券

バークレイズ・ピーエルシーは 2017 年 9 月 30 日に終了した 9 カ月間に、固定利付劣後債 20 億米ドル、固定利付劣後債 15 億ユーロ(劣後負債の残高 64 億 4,200 万ポンド(2016 年 12 月: 37 億 8,900 万ポンド)に含まれています)、固定および変動利付シニア債 50 億米ドル、固定利付シニア債 9 億 5,000 万ポンド(発行債券の残高 206 億 4,300 万ポンド(2016 年 12 月: 168 億 9,300 万ポンド)に含まれています)を発行しました。これらの取引を通じて稼得した収入は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの債券(いずれの場合もバークレイズ・ピーエルシーが発行した債券と同一の格付けが付されています)への投資に使用され、子会社に対する貸付金の残高 224 億 5,100 万ポンド(2016 年 12 月: 194 億 2,100 万ポンド)に含まれています。

内部投資および内部貸付金の管理

バークレイズ・ピーエルシーは、子会社の規制上やビジネス上のニーズを踏まえ、子会社への内部投資の性質を管理する裁量権を保持します。構造改革プログラムの導入に伴い、バークレイズ・ピーエルシーはバークレイズ・バンク・ピーエルシー、グループのサービス会社、ならびに米国の中間持株会社や英国のリングフェンス銀行といったその他のグループ内の子会社への投資および資金調達を支援します。

構造改革

英国のリングフェンス銀行に関するバークレイズの計画は引き続き順調に進捗しています。2017 年 11 月にはこの計画に関連する裁判所の手続きが開始される予定であり、バークレイズは 2019 年 1 月 1 日の法的実施期限に先立って再編を完了し、2018 年 4 月に英国リングフェンス銀行を完全設立する意向です。

バークレイズ・サービス・リミテッド(「グループのサービス会社」)は、グループ全体の事業活動の継続性と業務効率の向上を実現するため、バークレイズ・ピーエルシーの直接子会社として設立されました。2017 年 9 月に、バークレイズは約 38 億ポンドの資産および負債をバークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社からグループのサービス会社に移管しました。

財務および資本リスク

CRD IV 資本

バークレイズの現在の規制要件は、普通株式等 Tier1(CET1)比率のピラー1 最低所要水準 4.5%および 2016 年から段階的に導入されたコンバインド・バッファー要件(CBR)から成る完全施行ベースの CET1 比率を満たすことです。これは現在、資本保全バッファー(CCB)および金融安定理事会(FSB)のガイダンスに沿ってプルーデンス(健全性)規制機構(PRA)が決定したグローバルなシステム上重要な金融機関(G-SII)に対するバッファーから成っています。両バッファーとも 2016 年以降毎年 25%ずつ段階的に導入され、完全実施は 2019 年からです。CCB は 2.5%に設定されており、2017 年には 1.25%が適用されます。2017 年の G-SII バッファーは 2%に設定されており、2017 年には 1%が適用されます。FSB は 2016 年 11 月 21 日、2018 年の G-SII バッファーは 1.5%ですが、2018 年には 1.1%が適用されることを確認しました。

同じくコンバインド・バッファー要件の一部を構成しているのがカウンターシクリカル資本バッファー(CCyB)およびシステミック・リスク・バッファー(SRB)です。金融政策委員会(FPC)は 2017 年 6 月 27 日、2018 年 6 月 27 日から適用される英国 CCyB レートを 0%から 0.5%に引き上げました。その他の各国の当局もそれぞれの管轄地域におけるエクスポージャーに適用されるべき適切な CCyB を決定します。CCyB は他の地域に対するバークレイズのエクスポージャーに適用され始めました。ただし、現在のエクspoージャーに基づくと、これは重要なものではありません。また、これまで、SRB は設定されていません。

これに加えて、ポイント・イン・タイム評価に基づく 2017 年の PRA 個別資本ガイダンス(ICG)によるバークレイズのピラー2A 要件は 4.2%で、うち 56%は CET1 で満たす必要があり、これはリスク調整後資産(RWA)の約 2.3%に相当します。このピラー2A 要件は少なくとも年 1 回の見直しの対象です。

規制報告目的では、BAGL はバークレイズの BAGL 持分 21.9%に基づき、比例連結ベースで処理されています。

2017 年 9 月 30 日現在、バークレイズの CET1 比率は 13.1%で、CET1 の最低所要水準 4.5%、ピラー2A の 2.3%、CCB バッファーの 1.25%、G-SII バッファーの 1%、CCyB の 0%を含めた 2017 年の経過措置ルールに基づく最低所要水準の 9.1%を上回っています。

財務および資本リスク

資本比率

	2017年 9月30日現在	2017年 6月30日現在	2016年 12月31日現在
完全施行ベースの普通株式 Tier1(CET1) ^{1,2}	13.1%	13.1%	12.4%
PRA 経過措置ルールに基づく Tier1 ^{3,4}	16.9%	16.6%	15.6%
PRA 経過措置ルールに基づく自己資本合計 ^{3,4}	21.2%	20.7%	19.6%

資本要素

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
貸借対照表上の株主資本(非支配持分を除く)	64,649	63,866	64,873
(控除)その他の持分商品(AT1 資本として認識)	(8,940)	(7,694)	(6,449)
将来の配当原資としての利益剰余金に対する調整	(284)	(303)	(388)
少数株主持分(連結 CET1 として認められる金額)	-	-	1,825
その他規制上の調整および控除:			
追加的評価調整(PVA)	(1,462)	(1,494)	(1,571)
のれんおよび無形資産	(7,787)	(7,756)	(9,054)
一時的な差異を除いた将来の収益に係る繰延税金資産	(482)	(346)	(494)
キャッシュフロー・ヘッジ損益に係る公正価値再評価差額	(1,195)	(1,576)	(2,104)
減損を上回る予想損失額	(1,423)	(1,179)	(1,294)
当グループ自体の信用度に関連する公正価値で測定する負債に係る損益	28	58	86
確定給付年金基金資産	(683)	(542)	(38)
当グループが発行した CET1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	(50)	(50)	(50)
一時的な差異から生じた繰延税金資産(10%を超えた部分)	-	(115)	(183)
その他規制上の調整	(42)	(35)	45
完全施行ベースの CET1 資本	42,329	42,834	45,204
追加的 Tier1(AT1)資本			
資本性商品および関連株式プレミアム	8,940	7,694	6,449
子会社が発行した適格 AT1 資本(少数株主持分を含む)	3,802	3,843	5,445
その他規制上の調整および控除	(130)	(130)	(130)
経過措置ルールに基づく AT1 資本⁵	12,612	11,407	11,764
PRA 経過措置ルールに基づく Tier1 資本	54,941	54,241	56,968
Tier2(T2)資本			
資本性商品および関連株式プレミアム	6,371	5,198	3,769
子会社が発行した適格 T2 資本(少数株主持分を含む)	7,839	8,486	11,366
その他規制上の調整および控除	(251)	(252)	(257)
PRA 経過措置ルールに基づく規制上の自己資本合計	68,900	67,673	71,846

1 CET1資本に対する経過措置ルールに基づく規制上の調整は適用されなくなったため、完全施行ベースのCET1資本は経過措置ルールに基づくものと同じです。

2 443億ポンドの経過措置ベースのCRD IV CET1資本と3,240億ポンドのリスク調整後資産に基づくと、バークレイズのTier2コンティンジェント・キャピタル・ノートに適用されるCRD IVのCET1比率(FSAによる2012年10月の暫定発表)は13.7%でした。

3 PRA経過措置ルールに基づく自己資本はPRAルール・ブックおよび付属のスーパーバイザリー・ステートメントに基づいています。

4 2017年9月30日現在、バークレイズの完全施行ベースのTier1自己資本は511億3,900万ポンド、完全施行ベースのTier1比率は15.8%でした。完全施行ベースの規制上の自己資本合計は659億3,600万ポンド、完全施行ベースの総自己資本比率は20.3%でした。完全施行ベースのTier1自己資本および自己資本合計の数値は、CRD IVが定めた経過規定を適用せず、また、CRD IVの関連基準に対するAT1およびT2金融商品のコンプライアンスを評価せずに算出されています。

5 経過措置ルールに基づくAT1資本126億ポンドのうち、完全施行ベースのAT1資本はバークレイズ・ピーエルシー(持株会社)が発行したコンティンジェント転換型金融商品および関連株式プレミアム89億ポンド、ならびに資本控除1億ポンドで構成されています。子会社が発行したレガシーTier1資本性商品38億ポンドは除外されており、新しい規則の適用が除外されています。レバレッジ比率には完全施行ベースのAT1資本のみが適用されます。

財務および資本リスク

普通株式 Tier1(CET1)資本の変動

	2017 年 9 月 30 日に 終了した 3 カ月間 (百万ポンド)	2017 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)
CET1 資本の期首残高	42,834	45,204
株主に帰属する当期利益／(損失)	740	(170)
当グループ自身の信用度に関連するデリバティブ負債	(10)	69
支払および支払予定配当金	(265)	(738)
損益から生じた規制上の自己資本の増加／(減少)	465	(839)
株式制度の正味影響額	116	(47)
売却可能投資再評価差額	(97)	(39)
為替換算再評価差額	(616)	89
その他の剩余金	(13)	(947)
その他の適格剩余金の減少	(610)	(944)
退職給付引当金	52	23
確定給付年金基金資産の控除	(141)	(645)
年金の正味の影響	(89)	(622)
少数株主持分	-	(1,825)
追加的評価調整(PVA)	32	109
のれんおよび無形資産	(31)	1,267
一時的な差異を除いた将来の収益に係る繰延税金資産	(136)	12
減損を上回る予想損失額	(244)	(129)
一時的な差異から生じた繰延税金資産(10%を超えた部分)	115	183
その他規制上の調整	(7)	(87)
調整および控除による規制上の自己資本の減少	(271)	(470)
CET1 資本の期末残高	42,329	42,329

CET1 資本は以下のことを反映して 423 億ポンドに減少しました(2016 年 12 月: 452 億ポンド)。

- 株主に帰属する当期損失 2 億ポンド。非継続事業にかかる損失 23 億ポンドが継続事業にかかる税引後利益 22 億ポンドを上回りました。のれんに割り当てられたバークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL に係る為替換算再評価差額の損失を損益計算書の損益へ振り替えたことによるこれらの損失は、のれん、無形資産控除額およびその他の適格剩余金の変動と相殺され、CET1 資本には影響がありませんでした
- 支払および支払予定配当金が 7 億ポンド減少しました
- 為替換算再評価差額は 1 億ポンド増加しました。これは BAGL の損失 14 億ポンドを損益計算書の損益に振り替えたことが米ドルに対する英ポンドの上昇による 13 億ポンドの減少によって相殺されたことが主因です
- その他の適格剩余金は 9 億ポンド減少しました。これには米ドル建て優先株式の償還に伴う 5 億ポンドの減少およびバークレイズの BAGL 持分の売却に関連した分離に係る支払い 4 億ポンドが含まれています
- 年金関連の変動により税引後ベースで 6 億ポンド減少しました。年金資産の資本控除の増加は、グループの主要年金制度である英国退職基金(UKRF)が 2016 年 12 月の小幅な積立不足から当期中の拠出を主因に 9 億ポンドの積立超過に転じたためです
- BAGL 少数株主持分は BAGL の比例連結により適格ではなくなつたため、18 億ポンド減少しました
- のれんに割り当てられたバークレイズの BAGL 持分の減損を主因とするのれんおよび無形資産の控除額の減少により、13 億ポンド増加しました

財務および資本リスク

リスクの種類および事業部門別リスク調整後資産

	カウンターパーティ								オペレーショナルリスク	リスク調整後資産合計	
	信用リスク		信用リスク			市場リスク					
	標準的手法	内部格付手法	標準的手法	内部格付手法	決済リスク	信用価値調整	標準的手法	内部モデル方式	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2017年9月30日現在											
パークレイズ UK	4,278	53,364	3	-	-	31	-	-	12,338	70,014	
パークレイズ・インターナショナル	47,775	79,013	17,830	17,387	68	2,847	12,985	12,774	27,537	218,216	
本社 ¹	4,241	12,274	89	585	-	151	114	1,827	16,785	36,066	
パークレイズ・グループ	56,294	144,651	17,922	17,972	68	3,029	13,099	14,601	56,660	324,296	
2017年6月30日現在											
パークレイズ UK	3,768	49,979	3	-	-	31	-	-	12,338	66,119	
パークレイズ・インターナショナル	49,382	81,109	15,456	13,962	32	2,205	11,100	11,460	27,538	212,244	
本社 ¹	2,612	7,891	68	535	-	207	146	1,876	12,871	26,206	
パークレイズ・ノンコア	2,627	9,102	874	4,072	-	590	294	1,373	3,913	22,845	
パークレイズ・グループ	58,389	148,081	16,401	18,569	32	3,033	11,540	14,709	56,660	327,414	
2016年12月31日現在											
パークレイズ UK	5,592	49,591	47	-	-	-	-	-	12,293	67,523	
パークレイズ・インターナショナル	53,201	82,327	13,515	13,706	30	3,581	9,343	9,460	27,538	212,701	
本社 ¹	9,048	27,122	77	1,157	-	927	482	2,323	12,156	53,292	
パークレイズ・ノンコア	4,714	9,945	1,043	6,081	37	2,235	477	2,928	4,673	32,133	
パークレイズ・グループ	72,555	168,985	14,682	20,944	67	6,743	10,302	14,711	56,660	365,649	

リスク調整後資産の変動の内訳

	カウンターパーティ		オペレーション	
	信用リスク (億ポンド)	信用リスク (億ポンド)	市場リスク (億ポンド)	リス
2017年1月1日現在	2,415	424	250	567
与信残高	(33)	(16)	43	-
買収および処分	(287)	(14)	(15)	(316)
与信の質	(23)	1	1	(21)
モデルの更新	(13)	-	-	(13)
手法および方針	(2)	(5)	(2)	(9)
外国為替の変動 ²	(48)	-	-	(48)
2017年9月30日現在	2,009	390	277	567
				3,243

リスク調整後資産は 414 億ポンド減少し、3,243 億ポンドとなりました。主な要因は以下の通りです。

- BAGL の比例連結を主因に、買収および処分がリスク調整後資産を 316 億ポンド減少させました
- パークレイズ・インターナショナルのリスク特性の変動を主因に、与信の質がリスク調整後資産を 21 億ポンド減少させました
- パークレイズの BAGL 持分の処分前のアフリカ・バンキングのモデル変更を主因に、モデルの更新がリスク調整後資産を 13 億ポンド減少させました
- 英ポンドに対する米ドルの下落を主因に、外国為替の変動がリスク調整後資産を 48 億ポンド減少させました

¹ アフリカ・バンキングのリスク調整後資産を含みます。

² 外国為替の変動にはモデル化されたカウンターパーティ・リスクやモデル化された市場リスクに係る為替は含まれていません。

財務および資本リスク

レバレッジ比率およびエクスポージャー

バークレイズは、段階的導入ベースのレバレッジ比率要件の規制を受けており、2017年9月30日現在、経過措置ルールに基づく要件は3.4%で、これは最低要件3%、経過措置ルールに基づくG-SIIに対する追加的レバレッジ比率バッファー(G-SII ALRB)およびカウンター・シクリカル・レバレッジ比率バッファー(CCLB)で構成されています。将来的要件と提案されている要件の双方に基づくと、予想される最終的なレバレッジ要件は4.0%です。さらに、完全施行ベースのCRRレバレッジ要件は、レバレッジ・フレームワークに関するバーゼル諮詢機関の影響を受ける可能性があるものの、現在のところ、3%と予想されています。

また、バークレイズは四半期中の各月末の資本とエクスポージャー指標に基づく平均英國レバレッジ比率、並びに四半期末の平均英國レバレッジ比率の開示を求められています。双方のアプローチとも、レバレッジ・エクspoージャーの計算から適格中央銀行預け金を除外しています。また、CRRレバレッジ比率の開示も求められており、これは最終的なCRRの定義によるTier1資本およびCRRの定義によるレバレッジ・エクspoージャーに基づいています。

2017年9月30日現在、バークレイズの平均英國レバレッジ比率は4.9%(2016年12月:4.5%)、英國レバレッジ比率は5.1%(2016年12月:5.0%)となり、これは経過措置ルールに基づくバークレイズのレバレッジ要件3.4%、予想される最終的なレバレッジ要件4.0%とともに上回る水準です。CRRレバレッジ比率は4.4%(2016年12月:4.6%)でした。

	2017年 9月30日現在 (億ポンド)	2017年 6月30日現在 (億ポンド)	2016年 12月31日現在 (億ポンド)
英國レバレッジ比率			
平均英國レバレッジ比率	4.9%	4.8%	4.5%
英國レバレッジ比率	5.1%	5.0%	5.0%
平均英國レバレッジ・エクspoージャー	10,350	10,920	11,370
英國レバレッジ・エクspoージャー	10,020	9,990	10,500
完全施行ベースのTier1資本(四半期月末平均)	512	521	516

CRRレバレッジ比率

会計上の資産			
デリバティブ	2,440	2,600	3,470
現金担保	560	580	670
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	150	170	130
公正価値で測定すると指定された金融資産 ¹	1,160	1,070	790
貸付金およびその他の資産	7,180	6,930	7,070
IFRS上の資産合計	11,490	11,350	12,130
規制上の連結調整	130	100	(60)
デリバティブ調整			
デリバティブ・ネットティング	(2,220)	(2,350)	(3,130)
現金担保に係る調整	(420)	(470)	(500)
売建クレジット・プロテクション純額	150	120	120
デリバティブに係る潜在的将来エクspoージャー(PFE)	1,240	1,270	1,360
デリバティブ調整合計	(1,250)	(1,430)	(2,150)
証券金融取引(SFT)調整	230	240	290
規制上の控除およびその他調整			
加重計算されたオフ・バランスシートのコミットメント	(130)	(130)	(150)
CRRレバレッジ・エクspoージャー	11,510	11,220	11,250
完全施行ベースのCET1資本	423	428	452
完全施行ベースのAT1資本	88	76	68
完全施行ベースのTier1資本	511	504	520
CRRレバレッジ比率	4.4%	4.5%	4.6%

¹ 公正価値で測定すると指定された金融資産には、公正価値で測定すると指定されたリバース・レポ取引990億ポンド(2016年12月:630億ポンド)が含まれています。

財務および資本リスク

2017年9月30日現在の適格中央銀行債権を除く平均英國レバレッジ・エクスポージャーは1兆350億ポンド(2016年12月:1兆1,370億ポンド)で、平均英國レバレッジ比率は4.9%(2016年12月:4.5%)となりました。0.35%の経過措置ルールに基づくG-SII ALRBに対して保有するCET1資本は35億ポンドでした。CCLBの影響は現在のところありません。

CRRレバレッジ比率は4.4%(2016年12月:4.6%)に減少しました。これは完全施行ベースのTier1資本が9ポンド減少して511億ポンドとなり、レバレッジ・エクスポージャーが260億ポンド増加して1兆1,510億ポンドになったことが主因です。

- 貸付金およびその他資産は110億ポンド増加して7,180億ポンドとなりました。これは主として、グループ余剰流動性に対する現金寄与の増加を主因とする現金および中央銀行預け金の730億ポンドの増加、バークレイズのBAGL持分の処分を主因とする売却目的保有資産の710億ポンドの減少、決済残高の130億ポンドの増加および顧客活動によるトレーディング・ポートフォリオ資産の120億ポンドの増加によるものです
- リバース・レポ取引は、マッチド・ブック・トレーディングの増加を主因に、380億ポンド増加して1,140億ポンドとなりました
- 売建クレジット・プロテクション純額およびデリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー(PFE)を除くデリバティブ・レバレッジ・エクスポージャー純額は150億ポンド減少して360億ポンドとなりました。これは、主に金利および為替デリバティブの減少によるIFRS上のデリバティブの減少、ノンコア部門資産の削減および現金担保の減少によるものです
- 規制上の連結調整は、バークレイズの持分処分を受けたBAGLの比例連結を主因に、190億ポンド増加して130億ポンドとなりました
- デリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー(PFE)は、ノンコア部門の資産削減および主要通貨に対する英ポンドの上昇を主因に、120億ポンド減少して1,240億ポンドとなりました
- 加重計算されたオフ・バランスシートのコミットメントは、バークレイズの持分処分を受けたBAGLの比例連結を主因に、150億ポンド減少して1,040億ポンドとなりました

平均英國レバレッジ比率とCRRレバレッジ比率の差異は適格中央銀行債権の除外が主因ですが、これは7月と8月のトレーディング・ポートフォリオ資産および決済残高が相対的に高水準であったことにより一部相殺されました。

レギュレーション(EU)No 575/2013第8部に基づく開示要件に関する欧州銀行監督機構(EBA)ガイドラインに従って作成される追加的なバークレイズの規制上の開示は2017年10月26日に開示され、home.barclays/resultsで閲覧可能です。

Appendix: 非 IFRS パフォーマンス指標

バークレイズ経営陣は、本書に記載されている非 IFRS パフォーマンス指標は異なる財務期間のパフォーマンスを比較するためのより一貫性のあるベースとなることから、財務書類を参照する際の有益な情報を提供し、また、各事業責任者がバークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社（「グループ」）の評価をする際、最も直接的に影響を及ぼすことができる、あるいは関係するパフォーマンスの要素に関してより詳細な情報を提供すると考えています。また、非 IFRS パフォーマンス指標は、バークレイズ経営陣が事業運営目標をどう定義し、パフォーマンスをどう監視しているかについての重要な側面も反映しています。

本書に記載されている非 IFRS パフォーマンス指標は IFRS 指標を代替するものではありません。IFRS 指標も併せてご考慮ください。

非 IFRS パフォーマンス指標用語集

指標	定義
平均有形株主資本利益率	平均株主資本（非支配持分およびその他の持分商品を除き、無形資産およびのれんの控除を調整後）に対する普通株主に帰属する法定税引後利益（その他の持分商品に関連して剰余金に計上される税額控除を調整後）の比率。計表は英語原文の 34、35 ページに記載。
平均割当有形株主資本利益率	平均割当有形株主資本に対する普通株主に帰属する法定税引後利益（その他の持分商品に関連して剰余金に計上される税額控除を調整後）の比率。計表は英語原文の 34、35 ページに記載。
期末割当有形株主資本	割当有形株主資本は、当グループが資本計画の目的で使用する仮定を反映し、のれんおよび無形資産を除き、改正資本要件指令(CRD IV)完全施行ベースでの資本控除を調整後の各事業部門の CRD IV 完全施行ベースのリスク調整後資産の 12.0% (2016 年度: 11.5%) として算出。本社の割当有形株主資本は当グループの有形株主資本と事業部門への割当額との差額を表す。
平均有形株主資本	前月末の有形株主資本と当月末の有形株主資本の平均で算出。当期の平均有形株主資本は、当期の月次平均の平均。
平均割当有形株主資本	前月末の割当有形株主資本と当月末の割当有形株主資本の平均で算出。当期の平均割当有形株主資本は、当期の月次平均の平均。
収益に対する費用の比率	営業費用合計を収益合計で除したもの。
貸倒率	ベース・ポイントで表示。年次換算された貸付金減損合計を貸借対照表日現在の償却原価で保有する顧客および銀行に対する貸付金総額で除したもの。
預貸率	バークレイズ UK およびバークレイズ・インターナショナルの貸付金を顧客預り金で除したものの(利付貸付金以外のインベストメント・バンキング業務残高を除く)。リテール預金と同様の性格を持つリテール事業で発行された特定の負債(仕組譲渡性預金、個人向け債券など)はここには含まれず、発行債券に含まれる。
純利ざや	年次換算された利息収入純額を平均顧客資産の合計額で除したもの。計表は英語原文の 21 ページに記載。
1 株当たり正味有形資産価額	株主資本（非支配持分およびその他の持分商品を除く）からのれんおよび無形資産を差し引いた額を発行済普通株式数で除したもの。計表は英語原文の 35 ページに記載。

Appendix: 非 IFRS パフォーマンス指標

リターン

平均割当有形株主資本利益率は、親会社の普通株主に帰属する当期利益(その他の持分商品に係る支払利息に関する税額控除を調整して算出されます。割当有形株主資本は、CRD IV 完全施行ベースの資本控除を調整し、のれんおよび無形資産を除外し、当グループが資本計画の目的で使用する仮定を反映し、CRD IV の完全施行ベースでの各事業部門のリスク調整後資産の 12.0%(2016 年度: 11.5%)として算出されています。本社の平均割当有形株主資本は当グループの平均有形株主資本と各事業部門への割当額との差額を表しています。

	2017 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)
株主帰属利益／(損失)		
パークレイズ UK	608	445
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	1,423	1,356
コンシューマー、カードおよび決済事業	592	1,013
パークレイズ・インターナショナル	2,015	2,369
本社	(497)	(113)
パークレイズ・ノンコア	(419)	(1,418)
アフリカ・バンキング非継続事業	(2,335)	240
パークレイズ・グループ	(628)	1,524
その他の持分商品に係る支払利息に関する税額控除		
パークレイズ UK	27	21
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	73	52
コンシューマー、カードおよび決済事業	13	8
パークレイズ・インターナショナル	86	60
本社	2	(4)
パークレイズ・ノンコア	10	13
アフリカ・バンキング非継続事業	-	-
パークレイズ・グループ	125	89
親会社の普通株主に帰属する利益／(損失)		
パークレイズ UK	635	466
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	1,496	1,408
コンシューマー、カードおよび決済事業	605	1,021
パークレイズ・インターナショナル	2,101	2,429
本社	(495)	(117)
パークレイズ・ノンコア	(409)	(1,405)
アフリカ・バンキング非継続事業	(2,335)	240
パークレイズ・グループ	(503)	1,613
平均割当有形株主資本	(億ポンド)	(億ポンド)
パークレイズ UK	90	90
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	238	216
コンシューマー、カードおよび決済事業	42	36
パークレイズ・インターナショナル	280	252
本社 ¹	90	63
パークレイズ・ノンコア	32	82
パークレイズ・グループ	492	487
平均割当有形株主資本利益率		
パークレイズ UK	9.4%	6.9%
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	8.4%	8.7%
コンシューマー、カードおよび決済事業	19.3%	38.3%
パークレイズ・インターナショナル	10.0%	12.9%
パークレイズ・グループ	(1.4%)	4.4%

¹ アフリカ・バンキングを含みます。

Appendix: 非 IFRS パフォーマンス指標

支払保障保険(PPI)費用、パークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除くリターン

2017 年 9 月 30 日に
終了した 9 カ月間

支払保障保険(PPI)費用、パークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除く 親会社の普通株主に帰属する利益 ¹	(百万ポンド)
パークレイズ・グループの普通株主に帰属する利益	(503)
支払保障保険(PPI)費用の影響 ²	692
パークレイズの BAGL 持分の減損の影響	1,008
BAGL 売却に係る損失の影響	1,435
支払保障保険(PPI)費用、パークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除く パークレイズ・グループの親会社の普通株主に帰属する利益	2,632

平均割当有形株主資本	(億ポンド)
パークレイズ・グループ	492

支払保障保険(PPI)費用、パークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除く平均割当有形株主資本利益率	
パークレイズ・グループ	7.1%

支払保障保険(PPI)費用、パークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除く 1 株当たり利益

2017 年 9 月 30 日に
終了した 9 カ月間

支払保障保険(PPI)費用、パークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除く 親会社の普通株主に帰属する利益 ¹	(百万ポンド)
パークレイズ・グループの普通株主に帰属する利益	(503)
支払保障保険(PPI)費用の影響 ²	692
パークレイズの BAGL 持分の減損の影響	1,008
BAGL 売却に係る損失の影響	1,435
支払保障保険(PPI)費用、パークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除く パークレイズ・グループの親会社の普通株主に帰属する利益	2,632

グループの基本的加重平均株式数	(百万株)
	16,994

支払保障保険(PPI)費用、パークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除く 基本的普通株式 1 株当たり利益	ペソス
パークレイズ・グループ	15.5

正味有形資産価額

	2016 年 12 月 31 日現 在	2017 年 9 月 30 日現在	2017 年 6 月 30 日現在
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
非支配持分を除く株主資本合計	64,649	63,866	64,873
その他の持分商品	(8,940)	(7,694)	(6,449)
のれんおよび無形資産 ³	(7,759)	(7,724)	(9,245)
親会社の普通株主に帰属する有形株主資本	47,950	48,448	49,179
	(百万株)	(百万株)	(百万株)
発行済株式	17,043	17,034	16,963
	ペソス	ペソス	ペソス
1 株当たりの正味有形資産価額	281	284	290

1 その他の株主持分に帰属する税引後利益 4 億 5,800 万ポンド(2016 年度第 3 四半期累計: 3 億 1,800 万ポンド)は剰余金に計上する税額控除 1 億 2,500 万ポンド(2016 年度第 3 四半期累計: 8,900 万ポンド)によって相殺されています。1 株当たり利益及び平均有形株主資本利益率は残りの 3 億 3,300 万ポンド(2016 年度第 3 四半期累計: 2 億 2,900 万ポンド)と非支配持分を税引後利益から差し引いて計算したものです。

2 税引後の影響を表しています。

3 2016 年度の比較数値は、アフリカ・バンкиングに関連するのれんおよび無形資産を含みます。

株主情報

決算報告スケジュール¹

2017 年度決算報告書および監査済年次報告書

発表日

2018 年 2 月 22 日

為替レート ²	2017 年 9 月 30 日	2017 年 6 月 30 日	2016 年 9 月 30 日	増減率(%) ³	
				2017 年 6 月 30 日	2016 年 9 月 30 日
期末日一米ドル／英ポンド	1.34	1.30	1.30	3%	3%
期末日までの平均一米ドル／英ポンド	1.28	1.26	1.39	2%	(8%)
3 カ月平均一米ドル／英ポンド	1.31	1.28	1.31	2%	-
期末日ユーロ／英ポンド	1.14	1.14	1.16	-	(2%)
期末日までの平均ユーロ／英ポンド	1.15	1.16	1.25	(1%)	(8%)
3 カ月平均ユーロ／英ポンド	1.11	1.16	1.18	(4%)	(6%)
株価データ	2017 年 9 月 30 日	2017 年 6 月 30 日	2016 年 9 月 30 日		
バークレイズ・ピーエルシー(ペンス)	193.35	202.75	167.80		
バークレイズ・ピーエルシー株式数(百万株)	17,043	17,034	16,943		

お問い合わせ

インベスター・リレーションズ

キャサリン・マクレランド +44 (0) 20 7116 4943

メディア・リレーションズ

トマス・ホスキン +44 (0) 20 7116 4755

バークレイズの詳細は当社のホームページ(home.barclays)にて閲覧可能です。

登記所在地

1 Churchill Place, London, E14 5HP, United Kingdom. 電話: +44 (0) 20 7116 1000. 会社番号: 48839

登記

Equiniti, Aspect House, Spencer Road, Lancing, West Sussex, BN99 6DA, United Kingdom.

電話: 0371 384 2055⁴ (英国内) または +44 (0) 121 415 7004 (海外)

1 発表日は現時点で予定されているものであり、変更になる場合もあります。

2 上記の平均為替レートは、年初来の日々のスポット・レートに基づくものです。

3 増減率は英ポンドの数字に対する影響に基づくものです。

4 電話での対応はイングランドおよびウェールズの休祝日を除く月曜日から金曜日の英国時間午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとなっています。

注

本書中の「パークレイズ」、「当グループ」は、パークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では 2017 年 9 月 30 日に終了した 9 カ月間の数値と 2016 年 9 月 30 日に終了した 9 カ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では 2017 年 9 月 30 日現在の数値と 2017 年 6 月 30 日および 2016 年 12 月 31 日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。

モデルに基づく、あるいは継続的な調整や修正の対象となる減損の計算など、判断を要する主要な分野がいくつかあります。報告数値はある一時点での最善の見積りおよび判断を反映したものです。

本書で使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、「Glossary」で説明しており、[home.barclays/results](#) からご確認いただけます。

2017年10月25日付で取締役会に承認された本書中の情報は、2006年会社法第434条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2016年12月31日終了事業年度の法定財務書類は、米国証券取引所(SEC)に提出されたバークレイズ・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式20-Fに係る合同年次報告書に関して要求される特定の情報ならびに2006年会社法第495条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006年会社法第498条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006年会社法第441条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかに SEC に様式 6-K として提出されます。SEC への提出後、様式 6-K のコピーはバークレイズの本国ウェブサイト home.barclays/results の Investor Relations および SEC のウェブサイト www.sec.gov からも入手可能となります。

パークレイズは債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、パークレイズは、次の四半期においても全世界の投資家の皆様と当グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

非 IFRS パフォーマンス指標

パークレイズの経営陣は、本書に記載されている非 IFRS パフォーマンス指標は、財務書類の読者が各期間の事業業績の比較のためのより整合性の高いベースを特定することが可能となることから読者に対して価値ある情報を提供しており、また、各事業部門の責任者にとって最も直接的に影響を及ぼすことが可能である。または、当グループの評価に関連するパフォーマンスの構成要素に関する詳細も提供していると考えています。当該指標はまた、オペレーティング目標を明確化し、パークレイズの経営陣が業績をモニターする方法における重要な側面を反映しています。ただし、本書中の非 IFRS パフォーマンス指標は IFRS 指標に代わるものではなく、読者は IFRS 指標についても考慮すべきです。本書に記載されている非 IFRS パフォーマンス指標の詳細情報および計算、ならびに最も直接的に比較可能な IFRS 指標については英語原文の 33 ページから 35 ページの Appendix をご参照ください。

将来に関する記述

本書には、1934年米国証券取引所法第21E条(改正)および1933年米国証券法第27A条(改正)の意義の範囲内における、当グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。これらの将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「場合がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「見積もる」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することができます。将来に関する記述の例としては、当グループの将来の財政状態、収益増加、資産、減損費用、引当金、特記事項、事業戦略、構造改革、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、配当の支払い(配当性向および予定される支払戦略を含みます)、バンキング、金融市場において予想される成長の水準、予想される費用削減、コミットメントおよび目標ならびにバーカレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドに対する当グループ持分の売却に起因する規制上の非連結化の影響、資本支出の見積り、将来の業務に関する計画および目標、予定従業員数に関する、または関連する記述またはガイダンス、ならびに過去の事実ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来の事象および状況は、法律の改正、国際財務報告基準に基づく基準および解釈指針の進展、会計上、規制上の基準の解釈および適用に関して進展する実務、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、将来における特定行為に係る引当金の水準、将来における特記事項の水準、政府および規制当局の方針および行動、地政学的リスクならびに競争の影響によって左右される可能性があります。さらに、以下を含みますが、これらに限らない要因が影響を及ぼすそれがあります。かかる要因としては、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則(当グループの将来の体制に関するものを含みます)、英国、米国、アフリカ、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および景気、クレジット市場における継続的なボラティリティの影響、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポートジャーナーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、当グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、1カ国もしくは複数の国がユーロ圏を離脱する可能性、英国によるリスボン条約第50条行使の影響およびEUからの英国の離脱により起こりうる英国内および世界的な混乱、ならびに将来の事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの様々な影響および要因は、当グループの制御が及ばないものです。したがって、当グループの実際の将来の業績、配当の支払、ならびに自己資本およびレバレッジ比率は、当グループの将来に関する記述に記載された計画、目標、見込みおよび利益予想とは大きく異なる可能性があります。当グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、当グループのSECへの提出物(当グループの2016年12月31日終了事業年度の様式20-Fに係る年次報告書を含みますが、これに限りません)に記載されており、SECのウェブサイト www.sec.gov からご確認いただけます。

開示および進行中の事項に関する情報に関して英国および米国において適用される法律および規則に基づいた私どもの義務がありますが、それ以外には、私どもは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務を負いません。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

本書中の「バークレイズ」、「グループ」は、バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社を表し、「バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ」は、バークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその子会社を表す。

1 事業内容の概要

2016 年度中バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの活動は、リングフェンス規制要件への準備として、バークレイズ UK 及びバークレイズ・インターナショナルに再編された。さらに、バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドに対するバークレイズの持分を非継続事業に再編したため、ノンコア事業が拡大した。

バークレイズ UK

バークレイズ UK は、相応のスケールを誇るパーソナル・バンキング及びビジネス・バンキングのフランチャイズであり、顧客のニーズとともに構築され、その中枢にイノベーションを据える。

グループのバークレイズ UK における目標は、顧客が前進することを手助けすることにある。これは、顧客に対して関連する商品及びサービスを提供し、適合性及び卓越した顧客経験の提供を確保するために、グループの優れたデータ及び分析に係る能力を活用し、顧客と有意な関係を構築することにより実現する。

2018 年度において、バークレイズ UK は、英国のリングフェンス銀行となる予定であり、トランザクション・バンキング商品、貸付商品及び投資商品並びにサービスを 24 百万を超えるパーソナル、ウェルス及びビジネス・バンキング顧客に対して別個の法的主体を通じて引き続き提供する。

バークレイズ UK は、パーソナル・バンキング、バークレイカード・コンシューマーUK 及びウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキングにより構成される。

パーソナル・バンキング

パーソナル・バンキングは、約 16 百万の顧客に対してその財務ニーズを予測し、実現するために簡易で分かりやすい金融商品を提供する。これは、若年者が最初の銀行口座を開設することから退職後の財産管理まで、又は日々の保険から家の購入まで範囲が及ぶことがある。

パーソナル・バンキング事業の中核的な要素は、顧客が何を重視しているか、いつどのようにして入手したいのかについて接客を可能とするべく、取引を自動化するための技術を利用することにある。

バークレイカード・コンシューマーUK

バークレイカード・コンシューマーUK は、英国における大手クレジットカード提供会社である。

グループは、責任ある貸し手であり、顧客の信用実績、支払履行能力及びグループのリスク選好度に基づき信用を提供することにより顧客の購買に資金を提供する手助けを行う。グループは、バークレイカード・コンタクトレス・モバイル又はアップルペイを含むカード、オンライン、モバイル又はウェアラブル・デバイスの利用した支払い、顧客が望む方法により支払いを行うことを可能とする。

グループは、顧客に注力しており、業界において大手であり続け、また、グループの顧客が日々前進することを支援するために人的、プロセス及び将来の技術の分野に対して投資を行っている。

ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング

バークレイズのウェルス事業は、国内のプライベート・バンキング、資産計画、信託業務、投資運用及び仲介業務を含む、真に全般的な資産管理サービスを提供している。

ビジネス・バンキングは、英国全土にわたる 1 百万を超える顧客に対し、新興企業から中堅企業まで事業の運営及び成長を補佐している。グループのモデルは、リレーションシップ・ベースであり、デジタル取引が主体である。

グループは、顧客が必要とする商品を、オンライン、モバイル又はリレーションシップ・マネージャーを通じた当該顧客が希望する入手方法により入手可能とすることに努めている。グループは、事業の中に顧客を据えており、顧客が必要とするサービスを希望する入手方法にて提供している。

バークレイズ・インターナショナル

バークレイズ・インターナショナルは、環大西洋のホールセール向け及び消費者向けの総合的な銀行であり、バークレイズ・バンク・ピーエルシーに内包される予定の将来的な非リングフェンス銀行である。グループは、業界最高のサービスを顧客に対して提供するために、競争力及びスケール・メリットのある市場において競争することを追求している。グループは、法人、機関及び個人に対して財務サービスを提供するにあたり最大手のポジションを維持し、また拡大することを目指す。

バークレイズ・インターナショナルは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB) 及びコンシューマー、カード及び決済事業 (CC&P) により構成される。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

CIB は、ホールセール・バンキング商品及びサービスを、法人及び機関投資家顧客に対して提供する。当該事業は、グループの 2 つの母国市場（世界最大規模の市場のうちの 2 つでもある）周辺に根付いている。グループは、規制及び市場の変化に早くから対応し、ヨーロッパにおける大手 CIB としてのポジションを維持するよう事業を位置づけている。

コンシューマー、カード及び決済事業

コンシューマー、カード及び決済事業は、バークレイカード・インターナショナル及びプライベート・バンク及び海外サービス事業の報告部門である。

バークレイズ・インターナショナルは、独自ブランド及び提携ブランドによる消費者向けクレジットカード並びに貸付を顧客に対して、さらにビジネス・ソリューションを世界中で提供する。

プライベート・バンク及び海外サービス事業は、銀行業務、投資サービス及び資産管理サービスを世界中の 163,000 を超える顧客に対して提供する。

ノンコア事業

ノンコア事業は、バークレイズの非戦略的な資産及び事業の売却を監督するために 2014 年に組織され、グループのコア事業の戦略的成長を補佐するための資金力を提供している。ノンコア事業は、グループの戦略に合致せず、成長機会が限られ規模が拡大せず、又は規制上の自己資本環境に課題を抱えた事業及び資産を集約している。

ノンコア事業の縮小は、バークレイズの簡素化における主要な原動力であり、グループの収益を改善し、株主価値の提供を補佐する。2016 年度における前倒しの結果、ノンコア事業は、現在当初予定より 6 カ月早い 2017 年 6 月 30 日に閉鎖される予定である。

アフリカ

バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド (BAGL) は、南アフリカに本拠地を有する汎アフリカの総合的な金融サービス業者である。アフリカ大陸全土（ボツワナ、ガーナ、ケニア、モーリシャス、モザンビーク、セーシェル、南アフリカ、タンザニア、ウガンダ及びザンビア）において有意な業務を展開し、ヨハネスブルグ証券取引所に上場している。

2016年3月1日に、戦略的見直しの一環として、パークレイズはBAGLに対する持分を規制上非連結化することが認められている水準にまで売却する意向を発表した。

2 主要な経営指標等の推移

主要損益計算書データ ^{1,2}	パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ					パークレイズ・バンク・ピーエルシー				
	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
利息収入純額	11,457	11,363	12,138	11,653	11,650					
手数料収入純額	6,836	6,883	8,188	8,752	8,536					
収益合計	22,469	22,808	25,815	28,463	25,457					
営業収益純額	20,096	21,046	23,167	24,883	21,517					
税引後利益	3,729	1,238	854	1,308	33					
親会社の株主に帰属するもの	2,867	566	528	963	(306)					
当期包括利益／(損失)合計	7,186	303	3,492	(3,279)	(1,292)					
主要貸借対照表データ										
非支配持分を除く株主資本合計	67,433	64,105	63,794	61,009	57,067	57,998	57,524	56,712	52,978	45,300
資産合計	1,213,955	1,120,727	1,358,693	1,344,201	1,512,777	1,135,320	1,077,317	1,265,756	1,315,189	1,490,702
主要キャッシュフロー・データ										
営業活動からのキャッシュ純額	11,278	14,650	(12,091)	(25,282)	(15,121)	9,004	10,455	(7,862)	(26,356)	(4,256)
投資活動からのキャッシュ純額	36,236	(6,551)	10,661	(22,655)	(6,718)	39,447	(6,019)	4,066	(24,424)	(9,286)
財務活動からのキャッシュ純額	(1,011)	110	(1,414)	6,260	(1,923)	(639)	617	(1,012)	6,650	(4,264)
現金及び現金同等物 期末現在	143,932	86,556	78,479	81,754	121,896	122,150	66,938	60,728	66,355	107,664
平均従業員数 ³	119,300	129,400	132,300	140,300	143,700					

1. 2006年会社法第408条(3)に基づき、パークレイズ・バンク・ピーエルシー単体の損益計算書又は包括利益計算書は表示していない。
2. 2015年度及び2014年度の比較数値は、グループ事業の再編の実施を反映するために修正再表示されている。
3. 従業員数は全員、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの従業員である。

無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 : S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります

この情報は、平成 29 年 4 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスター・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 : ムーディーズ・インベスター・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載しております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成29年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以上

無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レイティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなります。無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 : フィッチ・レイティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : フィッチ・レイティングス・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第7号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レイティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.co.jp/web/>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載しております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報を依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成29年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

店頭デリバティブに類する複雑な仕組債への 投資に際しての確認書

本債券は、通常の債券に比べ非常に複雑な商品性を有しております。

本債券への投資に際しましては、『契約締結前交付書面』、『目論見書』及び『最悪シナリオを想定した想定損失額』等の内容を十分にご確認頂き、以下の事項についてご理解いただいておりますことをご確認ください。

1. 本取引に関して対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。
(『契約締結前交付書面』『目論見書』『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁ご参照)
2. 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
3. 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
4. 本商品を中途売却する場合の売却額（試算額）の内容について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
5. 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額を下回る可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
6. 本取引により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、お客様が許容できる損失額であること、並びに、お客様の資産の状況への影響に照らして、お客様が取引できる契約内容であることを、ご確認いただいていること。
7. 本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しているため、**本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちでないお客様には必ずしも適合するものではないことを、**ご確認の上、ご理解いただいていること。
8. 本債券は、元本リスクのある商品であり、**元本の安全性を重視するお客様には必ずしも適合するものではないことを**、ご確認の上、ご理解いただいていること。
9. 本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をしていただいていること。